

令和5年第2回設楽町議会定例会（第1日）会議録

令和5年6月5日午前9時00分、第2回設楽町議会定例会（第1日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 原田直幸 | 5 七原 剛 | 6 金田敏行 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 今泉吉人 |
| 10 加藤弘文 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	原田 誠	企画ダム対策課長	村松 一
津具総合支所長	佐々木智則	生活課長	村松浩文
産業課長	今泉伸康	保健福祉センター所長	依田佳久
建設課長	松井良之	町民課長	小川泰徳
財政課長	関谷 恭	教育課長	遠山雅浩
出納室長	今泉 宏		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 加藤直美

5 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

1 今泉吉人議員

(1) 堤石隧道の閉鎖の浮上について

(2) 小中学校の給食費の無償化について

2 田中邦利議員

(1) 2023年町議選挙の投票(率)結果について

(2) 学校給食無償化について

3 村松一徳議員

(1) 令和6年3月に設楽中学校に統合される津具中学校、田口小学校に統合される田峯小学校の閉校後の施設・跡地利用の在り方について

4 原田純子議員

(1) 移住・定住について

(2) 旧名倉中学校の今後について

5 原田直幸議員

(1) 農地の荒廃対策について

(2) 老人福祉施設「やすらぎの里」の運営について

6 七原 剛議員

(1) 県立田口高校の存続、魅力化について

7 村松純次議員

(1) 町内3箇所ある道の駅を活かしていくためには

(2) 高効率機器買換やアシストスーツ購入補助について

日程第6 報告第4号

令和4年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第7 報告第5号

令和4年度設楽町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第8 報告第6号

令和4年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について

日程第9 承認第3号

専決処分の承認について

日程第10 議案第31号

財産取得契約の締結について

日程第11 議案第32号

工事請負契約の締結について

日程第12 議案第33号

令和5年度設楽町一般会計補正予算(第1号)

日程第13 発議第4号

特別委員会の設置について

会 議 録

開会 午前9時00分

議長 皆さん、おはようございます。定刻よりちょっと早いですが、皆さんおそろいですので、それでは、ただいまから会議を始めます。

本日は、皆さん「とましーな」シャツでの御出席をいただき、ありがと

うございます。また、町執行部の皆さんにも御協力をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10名です。定足数に達していますので、令和5年第2回設楽町議会定例会第1日を開会します。

議長 これから、本日の会議を開きます。

本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

6 金田(敏) おはようございます。令和5年第9回議会運営委員会の委員長報告を行います。

令和5年第2回定例会第1日の運営について、去る5月30日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告いたします。

日程第1、日程第2は、従来どおりです。

日程第3、諸般の報告は、議長より、例月出納検査結果、陳情書等の取扱いについての報告があります。

日程第4、行政報告は、町長より報告があります。

日程第5、一般質問は、本日7名が一般質問を行います。質問は受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内です。

本日提案されている案件は、町長提出7件と議員発議1件です。

一括上程する議案は、日程第6報告第4号から、日程第8報告第6号までです。そのほかは、順次1件ごとに上程いたします。

日程第9承認第3号から日程第11議案第32号及び、日程第13発議第4号につきましては、本日、質疑、討論、採決を行います。

詳細は、お手元に配付の議案等審議一覧を御参照ください。

以上で、委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

議長 それでは、日程第1「会議録署名議員の指名について」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番原田純子君及び4番原田直幸君を指名します。よろしく願います。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの16日間としたいと思いません。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。会期は16日間と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査結果について報告をします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和5年5月実施分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

次に、陳情書の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配付してありますとおり、陳情9件と要望・要請1件を受理しております。

議会運営委員会にお諮りした結果、陳情受理番号5と陳情受理番号8を総務建設委員会に付託。陳情受理番号9から陳情受理番号11を文教厚生委員会に付託。陳情受理番号3、受理番号4、受理番号6、受理番号7及び要望・要請受理番号2は議長預かりとすることに決定しました。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。

行政報告に入ります前に、20年ぶりに風邪をひいてしましまして、今日一般質問ができるかどうかということで、議運を開いていただいたことでもありますので、大変御迷惑をおかけしました。完全に本調子ではありませんので、一般質問もお手柔らかにお願いしたいと思います。

それでは、行政報告をさせていただきます。

本日、議員各位におかれましては、公私とも大変御多用のなか、6月議会定例会初日の開催に当たりまして、皆様、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

先週の月曜日に気象庁から、東海地方は平年より8日早く梅雨入りしたとみられるとの発表がありました。また、この地方の梅雨入りが5月となるのは、平成25年以来10年ぶりとのことでした。

そして金曜日の未明からは、台風2号の北上に伴う梅雨前線の活発化により激しい雨が降り続き、昼前に大雨洪水警報が発令されました。さらに設楽町全域で土砂災害警戒情報が警戒レベルの4相当になりましたので、全町に「避難指示」を発令いたしました。

清崎のグループホーム設楽の家では、浸水の恐れにより、入所者全員が愛厚ホーム設楽苑に一時避難をいたしました。なお、津具観測所では降り始めからの雨量が300ミリを超え、1時間雨量は14時時点で40.5ミリを記録いたしました。復旧箇所を除いて、現在までに把握している被害は、倒壊には至っていませんが、清崎で民家への土砂流入、倒木や崩土などによる町道農林道の通行止めが11か所。路肩決壊や崩土などが13か所。その他側溝の詰まりや水田への土砂流入も数か所ありましたが、人命に関わる大きな被害などはありませんでした。

町としましては、災害対策本部を立ち上げますとともに、被害の連絡があった現地へ確認に出かけ、昼過ぎの豪雨時には全職員が対応の第3非常配備体制を取りました。夕方からは小康状態となりましたが、警報及び土砂災害警戒情報が引き続き発令されておりましたので、情報収集に努めながら非常配備体制を段階的に縮小して警戒に当たりました。また、被害のあった箇所につきましては、業者に除却等の依頼をしているところであります。

今後、梅雨が本格的になりますとともに台風の発生も考えられますので、引き続き緊張感を持って対応に当たりたいと考えているところであります。

それでは、行政報告をさせていただきます。

最初は、先月の13日土曜日、14日日曜日に開催いたしました、道の駅したら2周年祭についてであります。設楽町観光協会が主体となって開催し、あいにくの雨模様ということでありましたが、町民はじめ、多くの方々に御来場いただき、活気のある2日間となりました。今後もさらなる集客に努めますとともに、町の情報発信基地としてさらなる期待をしているところであります。

続いて、豊鉄バス田口新城線の維持についてであります。先月の28日、日曜日に、この路線の維持に向けた関係者の座談会を新城市と共催で、同市の軽トラ市の会場にて行いました。

当日は、下江新城市長、郡公共交通活性化協議会でもお世話になります名古屋大学大学院の加藤教授、豊鉄バスの小笠原社長、新城設楽振興事務所の野所長と私が参加をいたしました。危機的な現状の認識と今後の乗客確保への機運醸成について話し合いを行いました。

私も、43年ぶりにバスに乗って新城まで往復をしてきましたけれども、皆さんもぜひ御利用をいただければと思っておりますのでよろしくお願います。

町といたしましても、本日と明日、田口新城線を利用します設楽ダム工事現場見学と田口の中心街を散策するツアーを開催します。定員は15人で、

参加者は昼前に到着し、ダムカレーを食べた後、役場隣の設楽ダム広報展示室や工事現場の展望台を巡り、町を散策していただくという内容となっております。今後は、7月と8月に各1回実施する予定であります。

こうした取組を進めることで、田口新城線の乗車率を少しでも上げますとともに国・県の補助金交付の基準を何とか維持できるように努力してまいりたいと考えていますので、議員各位におかれましても、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、既に5月下旬の御案内でお知らせしたとおり、6月18日の日曜日に名倉スポーツ広場で、これまでの消防操法大会に代わる中継送水訓練会を開催いたします。

これは近年の消防団員の減少に伴う参加チームの減少から、操法大会自体の在り方を見直す必要性が生じたこと、また、訓練等における団員の負担軽減を図るため、消防団本部からの提案に基づきまして、昨年度、消防団のみで実施しますとともに、公開実施に向けた検討を進め、今年度から訓練会として公開するものであります。火災現場を想定した、実践的な中継送水訓練を行います。

議員の皆様には、御案内のとおり大会ではないため受付等は設けておりませんが、見学場所を設けておりますので時間の許す限り自由に見学していただければと考えております。

そして、最後でありますけれども、昨年も住民の皆さんとの懇談会を開催してきたわけでありまして、今年度も全区で開催をしたいと思っております。この議会の終了後、6月下旬から順次開催をしてまいりたいと思っておりますので、多くの方の御参加を議員の皆さんにも呼びかけをお願いしたいと思っております。

本日は、7名の議員によります一般質問に続き、繰越計算書に係る報告3件、専決処分の承認1件、財産取得契約の締結1件、工事請負契約の締結1件、補正予算1件を上程させていただきました。慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、最終日には、やすらぎの里大規模改修工事の請負契約の締結議案を追加上程させていただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

以上、議会定例会初日の審議に先立ちまして、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 「行政報告」は終わりました。

議長 日程第5「一般質問」を行います。

質問は、受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。

議長 はじめに、9番今泉吉人君の質問を許します。

9今泉 おはようございます。9番今泉です。議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を行いたいと思います。

最初に、発言方法は一括方式でお願いします。

「堤石隧道の閉鎖の浮上について」、今回は、このテーマで質問したいと思いますので、よろしくをお願いします。

現在、堤石隧道の閉鎖が浮上していますが、平山地区の皆さんの生活利便性を考えたとき、有事の際等を踏まえた良い利用方法も一考することがあると思います。

このトンネルは、和市地区と平山地区を結ぶ主要道路であるが、閉鎖すると各種弊害が懸念されます。堤石隧道は、通行などが危険ということから新しく岩古谷トンネルを建設したのです。しかし、同隧道の近くに飲食店や複数の民家が点在しており、有事の際の対応が必要ではないかと思うのです。なぜなら、数年前に台風の豪雨で山の沢沿いから土砂崩れがあり、主要道路を塞いだ事案があります。そのときの交通手段は同隧道から平山に抜けて生活を維持し難を逃れた例もあります。もし、再び同様の事案が発生した場合、町としての対応をどのように考えているか精査する必要があると思います。

現在は地球温暖化に伴い、いつ、どこで集中豪雨が発生してもおかしくありません。もし、そのような事態に遭遇すると大変なことになることも考えられ、孤立状態に陥る被害にあえば死活問題にもつながります。私は、道路が災害で閉鎖になると足の確保や生活面で厳しい状況下になり、迂回路もなく獣道もない急斜面を手探りで避難をしなければならなくなり、主要道路に出るための対策が必要だと思います。このような苦境ともいる地元の声をも有事に踏まえて、その願いを捉えてほしく下記のとおり質問します。

1、堤石隧道の閉鎖に関しては、岩古谷トンネル建設前に地域との懇談会で閉鎖は承認されていますが、今になり各種弊害が浮上しております。この状況を町はどのように対策を練るのか見解を伺いたい。

2、今回は、堤石隧道の近くにある飲食店や複数の民家の被害を想定していますが、町は、代替地などの検討の考えがないかお聞きしたい。

3、災害などで道路が閉鎖したとき、町は孤立状態の世帯に対するライフラインなど、どのような手段、方法をとるかお聞きしたい。

4、閉鎖はどのような規模で行うか、また、緊急時の避難誘導など関係者に対してどのように説明責任を果たすかお聞きしたい。

続いて2点目。「小中学校の給食費の無償化について」お聞きしたい。

私は小中学校の給食費の無償化について聞きたいと思います。現在、小中学校の給食費の無償化は、中部6県で238分の25が無償化に踏み切っていることが判明しております。その中でも1年以上、無償化を続けている自治体は、愛知県は豊根村。岐阜県は岐南町、垂井町、揖斐川町。三重県は熊野市、大台町、長野県は川上村、南牧村、軽井沢町、御代田町、青木村、売木村、天龍村、上松町、生坂村。福井県は永平寺町、高浜町。滋賀県は長浜市の、19の自治体が入り込んでいます。また、本年4月からは、11の自治体が導入予定、検討中は19の自治体に及んでいます。

また、無償化をしない自治体の理由は、1、財政負担が大きいが71%。2、学校給食法の規定が67%。3、経済的に厳しい家庭は免除済みが48%。4、国が全国一律に実施すべきが20%。5、私立に通う児童生徒との公平性が3%。6、その他が11%になっています。これは、中日新聞の調査で判明しています。

給食費の無償化にあっては、新型コロナウイルス禍や物価高騰のあおりがあるとみられています。学校給食法は、給食提供に必要な設備や運営経費は自治体、食材費は保護者負担と規定するが、政府は、自治体が保護者を支援するのを妨げるものではないとの見解を示しています。給食費の無償化は、食材費を自治体が肩代わりし、家庭の負担をゼロにする制度であると言われていています。

以上のことから、質問します。

1、設楽町においても給食費の無償化を見直しするべきと思うが、町の考えをお聞きしたい。

2、設楽町も財政が厳しい状況で財政負担が大きと思うが、保護者の負担を予算計上し、取組にゴーサインをしてほしいと思うが、財政課長の見解をお聞きしたい。

以上、1回目の質問を終わります。

建設課長 建設課からは、「堤石隧道の閉鎖の浮上について」の回答をさせていただきます。

1番目の、「各種弊害の対策」についてですが、建設課では、各種弊害につきまして、堤石トンネル本体とその近傍ののり面の崩落につきまして御説明いたします。

堤石トンネルは古く、洞門などの安全対策をいたしましたが、危険な状態を解消することが難しいことから、地元調整の結果、国道473号設楽バイパス、岩古谷トンネルの開通と町道飯田海老線並びに町道黒倉神田線改良の完了を機に、封鎖をするものです。住民の皆様には、大変御不便をお

かけいたしますが、危険を回避し安心安全に通行していただけることを重視しております。以前にトンネルからは少し離れていますが、和市側のり面崩落が発生し、コンクリート吹付及びネット張りによる対策工事をしております。

2番目の、「代替え地の検討」についてですが、今回は、トンネル部分のみの閉鎖となります。よって、代替え地等は予定しておりません。

3番目の、「災害などで道路が閉鎖した場合、孤立状態の世帯に対するライフラインなどの確保手段、方法」についてですが、堤石トンネルが災害により封鎖された場合につきましては、国道473号設楽バイパス、岩古谷トンネル及び町道黒倉神田線を利用させていただきますので、堤石トンネルの封鎖での孤立はございませんが、地震などの大規模災害により主要道路などが災害を受けた場合は孤立状態になる可能性がありますので、町では町内土木事業者及び水道事業者等と応急復旧に関する協定を締結しており、現場に入っていただくことになるかと思えます。

4つ目の、「閉鎖の規模、緊急時の避難誘導」についてですが、堤石トンネルの封鎖はフェンス囲いで両坑口を予定しています。トンネル内には電気、水道などがありますので、土砂等での封鎖はいたしません。侵入防止策としてトンネル両坑口を囲うため、封鎖後は管理者以外の立ち入りはありません。

堤石トンネルは古く危険なため封鎖いたしますので、緊急時は和市区の皆さんは和市側へ、平山区の皆さんは堤石トンネルを利用せずに、町道黒倉神田線を経由しての移動となります。

堤石トンネル封鎖後は、坑口手前で折返しとなりますが、トンネル以外の道路については、今までどおり通行が可能です。

以上です。

教育課長 では、議員の2つ目の御質問、小中学校の給食費の無償化のうち、1つ目、「無償化を見直すべきと思うが」という点について教育委員会よりお答えいたします。

3月議会の折にも同様の御質問をいただき回答しているところですが、無償化に取り組むという考え方は変わっておりません。ちなみに、今年度においては既に給食費の全額を町が負担することとしており、財源は今後給付される臨時交付金にて補填する予定であります。

議員の御説明にもありましたように、近年、無償化へとかじを切った自治体は全国的に増えておりまして、その数はさらに増す見込みです。また、国のほうも、次元の異なる取組ということで、学校給食費への支援を容認し、準備をしているといった状況でもあることから、当町としましても子

育て世帯の負担軽減に向け、段階的な取組も含めて幅広く検討していきます。

なお、その具体的な内容や実施のタイミング等については、今後の国や県の方針、それから、近隣自治体等の動向などを踏まえつつ判断したいと考えます。

教育委員会からは以上です。

財政課長 私から、2番、「財政課長の見解をお聞きしたい」ということで、お答えさせていただきます。

令和5年度当初予算では、給食費は保護者に負担していただいております。保育園、小中学校合わせて、約1,200万円ほど歳入予算に計上し、児童・生徒の給食費の実費分に充てています。

ただ、先ほど教育委員会から説明のありましたとおり、令和5年度は、国等の補助金があったことにより、実質、無償化となる予定であります。

設楽町は、町税などの自主財源が少ない町ですので、財政課としましては、保護者負担以外の財源——例えば今回のようなコロナの臨時補助金があれば、給食費の保護者負担を軽減してもいいと考えますが、それに代わる恒久的な財源がないのであれば、健全な財政運営のために保護者に負担していただくものと考えます。

次に、国では、「異次元の少子化対策」として、児童手当の拡充や保育サービスの充実などの方針を固め、令和6年度からの3年間で年3兆円規模の財政支出を検討しておりますので、その中で無償化が図られればと思います。

ただ、こうした国等の支援がなくても、町の子育て支援・教育支援策の中で無償化を進めることになれば、財源確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

9 今泉 ありがとうございます。いろいろ、小中学校のことについてありがとうございました。

続いて、再質問いたします。再質問を一括でお願いいたします。

1、隧道の入り口を完全に塞いだ場合、緊急避難が困難と思える。簡易な方法で通行止めの措置をするのであれば、緊急の場合、自己責任で関係者が通行できるようその措置を考えることはないか伺いたい。

2、これは、以前にありましたので紹介します。以前、津具地内の合羽橋から川沿いに通ずる町道があり、そこを土砂崩れの恐れがあることから通行止めの措置をしたが、関係者が回覧板などを回す場合、そこを通らないと大回りになり不便で、通行ができる要望を町が受け入れ、自己責任で

通行できるようにした例があります。ですから、堤石隧道も同様な対応が必要と思うがいかがですか。

3番目、子育て世代の皆さんの経済的負担の軽減ができないかということで、少なからずとも家計の負担が軽減につながればいいという、他の自治体の教育委員会も提言しております。また、無償化によって、小中学校では、一人当たり3万円から4万円ほど国の交付金や税金で賄われていることなど保護者の生活の保持を考えてはどうかと思うがいかがですか。

また、現在設楽町の小中学校の給食費の保護者負担は1か月でどれくらいであるかお聞きしたいと思います。

以上です。

建設課長 建設課からは、堤石隧道の質問についてお答えします。

再質問1、2につきましては、堤石トンネルと町道の通行措置について質問されていますので併せて回答させていただきます。

まず、合羽橋から大入川沿いの道路についてですが、こちらは、町道藤林線となり、土砂崩れや路肩決壊を起こす可能性があるため危険と判断し、より安全な県道を迂回していただくよう御案内しております。

議員の御質問の中に、「通行ができる要望を町が受け入れ、自己責任で通行できるようにした」とありますが、通行に際しましては、原則として、やむを得ない場合を除き、通行を御遠慮いただくよう御説明しております。

堤石トンネルにつきましては、国道473号設楽バイパス、岩古谷トンネルの開通と、町道黒倉神田線の整備に併せ、町道飯田海老線を介した一体的な道路整備をすることで地元との協議を済ませていることから、封鎖させていただきますが、有事の際は状況に応じ、臨機応変に判断させていただきます。

以上です。

教育課長 子育て世帯への支援の強化については、先ほど財政課長の答弁にもありましたけれども、国レベルでも従来以上に重要な課題として広く進められているところです。

子育て世帯、保護者の生活全般にかかる経済的負担の軽減にも寄与することとなりますので、当町としましても国の臨時交付金の適切な運用を踏まえながら、幅広く検討してまいります。

なお、ひと月当たりの御家庭の御負担ということですが、今いただいております単価が、小学生で275円、中学生だと295円というところでありますので、おおよそ1か月、20日学校に来ていただいて給食を食べられたときを想定しますと、中学生で5,900円ほど、小学生で5,500円ほどというのを、1か月に負担していただくというかたちになっております。

以上です。

9 今泉 ありがとうございます。これで終わりたいと思います。

最後に町長から一言お願いいたします。

町長 まず、堤石トンネルの話でありますけれども、津具の道も含めてありますが、原則として、私ども住民の皆さんの安全を確保するという観点から、通っていただいているという判断をしております。ですので、ここに取り扱いについてということで、申合せがあるのですが、住民の皆さんとお話し合いをした結果、原則としては通ってはいただかない、やむを得ない場合に限り通行してもいいですよということでもありますので、堤石トンネルも原則は通行止めとさせていただきます。ただ、有事の際は状況によって判断をしていきたいということでもありますので、その辺の御理解をよろしくお願ひしたいとともに、議員の皆さんにも、町民の皆さんからいろんなことを言われると思うのですが、ここが、住民の皆さんの安心安全を守るというところが私どもの一番大事なところでもありますので、ぜひ、その辺をおくみとりいただき、御説明をしていただければ幸いに思っております。

そして、給食費でありますけれども、私は基本的には無償化というものは、あまり考えていなかったわけでもありますけれども、時代の波と言いますか、国もそういった方向でありますので、検討はしてまいりたいと思っております。ただ、先に申し上げておきますけれども、何でもかんでもやるというつもりはありません。限られた予算でありますので、これをやる時には、どこかで何かをやめてくるということがない限り、私はやっていくつもりはありません。どこの予算を削るかということではありません。町全体の予算の中で将来に向けて必要なことに取り組むためには、何かをやめて新しいものを取り入れるということをしないと。補助をしていくのは簡単で、すぐにできますけれども、それでは将来の財政が、私はできないと思っておりますので、その辺もしっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

9 今泉 ありがとうございます。何にしても町長にいい言葉をもらいたたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

議長 これで、今泉吉人君の質問を終わります。

議長 次に、8 番田中邦利君の質問を許します。

8 田中 私は一括で質問をしますので、よろしくお願ひいたします。

1 問目としまして、先ほど 2023 年町議選が行われましたが、その投票結果について伺いをするものであります。

最初に、選挙管理委員会の投票率向上の取組について伺います。

投票区再編にからんで、投票率の後退がこの議会でも指摘され続けてまいりました。選挙管理委員会は、臨時期日前投票所などで、これを食い止めようとしたのですが、なかなか結果は出てきませんでした。そのうえで、今回の町議選では、投票日移動支援の追加措置を行いました。

そこで、お尋ねをいたします。臨時期日前投票所や投票日移動支援を利用した有権者は何人いたか、どの程度の効果、投票率改善につながったか、お答えください。

投票区再編の目的に、突然の災害等に対応するために、投票所を減らして配置職員を一定程度にとどめるという目的もあったと思います。投票所の町職員の配置状況は今回どうでしたでしょうか。一般事務に携わる職員は十分に確保できたのか、お尋ねをいたします。

次に、今回の町議選挙の投票率は 73.68%でありました。前回、前々回の選挙が無投票に終わりましたので比較はできません。そこで少し古いですが、最後の投票になりました 2011 年町議選の投票率 83.7%と比べますと、これは 10%の投票率低下となっております。10%の投票率低下、憲法で保障された選挙権を行使する場が投票所です。23 から 4 か所に投票区を極端に減らしたことが影響しており、やはり、これは乱暴に過ぎた処置ではなかったかと思えます。投票率低下について選挙管理委員会はどのように捉えているか、お尋ねします。

次に、投票率の大幅減の要因として、定数減に伴う立候補者減も大きいと思われまます。それはさておき、投票区の再編・削減に当たって、我々は郡上市の視察を行いました。当市の説明では、投票率は落ちることはないといい、そのことのデータも示されました。この視察と相まって、町の投票区再編計画の説明でも、投票率が落ちることはないと言っていました。そうはなっておりません。落ちることはないとの言葉を信じて町議会においても再編が容認されたものと思われまます。実際には投票率は大幅に落ちているわけでありまます。したがって、投票率の後退、これは民主主義の危機でもありますので、投票再編前の状態に戻すべきであると考えまます。どうでしょうか。

投票所の縮小でポスター掲示場も大幅に少なくなりました。誰が立候補しているか分からないという声は選挙中に多く聞かれましたが、投票率にも響いたのではないのでしょうか。そこで、掲示場を増やすことはできないかと考えまます。掲示場の設置数はどういう基準で決まるのでしょうか。基

準が定められていて、増設が不可能ということならば、他の代替策として、他の市町村でもやっております、立候補者の選挙広報を発行できないか、お尋ねをするものであります。

次に、第2問目に「学校給食無償化について」質問します。

同僚議員が質問をしていただきましたので、繰り返しは避けながら質問をいたします。

子育て世代の経済的負担の中で、教育費の負担が大きな比重を占めます。学校給食費はじめ教育費負担の軽減が子育て世代の強い要求になっていきます。月5,000円から6,000円の学校給食費負担は軽いものではありません。物価高騰と低賃金の解消とともに教育費負担軽減を計ることが少子化問題の解決につながると確信いたします。異次元の少子化対策の中心課題は、今現在、ここにあると思われま

す。既に多くの自治体が無償化に踏み出していることは、同僚議員の先ほどの質問でも明らかになりました。設楽町としても、先ほどの答弁、それから今議会で上程されている補正予算で9月から実施の予定であると認識をします。このことについて、今一度確認したいと思います。答弁をお願いします。

また、4月から7月までの給食費、これは遡って無償化が適用されるのか、それとも補正予算での予算計上の範囲で実施するのかお答えください。

そもそも義務教育は無償であるべきで、諸外国と比べると日本の教育費負担は桁外れに大きいわけです。憲法上の規定からいっても、義務教育の無償化は本来の流れであり、給食の無償化は義務教育無償化の一環と考えます。12月町議会でも、私は教育基本法における給食費父母負担の規定は、自治体の無償化を妨げるものではない旨を明らかにさせていただきました。

さらに、次のような国会答弁、少し古いですが、次のような国会答弁があります。「憲法に定められている義務教育の無償をできるだけ早く広範囲に実現したいということは、政府としての根本的な考え方です。（中略）現在は授業料ですが、そのほかに教科書とそれから学用品、学校給食というふうな、なおできれば交通費というふうなことも考えている」、こう政府答弁で述べられており、将来的には憲法の義務教育無償化の規定を完全実施するよう努力するものであるとしております。

立場は違っても、給食の無償化はなるべく早く実現すべき課題に位置付けられているのであります。

以上を踏まえて、町として将来的には、無償化を永続的なものにしていくべきだと思いますが、町のお考えはどうでしょうか。

もちろん、そのための予算措置が必要であります。国の動向を注視しな

がら、財源確保に努力するよう求めます。

先ほどの町長の答弁と財政課長の答弁と少し食い違いますが、財政課長は町の方針とするならば、財源確保に一生懸命努めると、可能性についてもあるのだというニュアンスでした。しかし、町長は少し姿勢が固いということで、これは財政課長が言っているのですから、町長も無償化にかじを切って踏み切っていただきたいと思います。いかがでしょうか。風邪を引いてお疲れのところだと思います。これは少し、よく考えてお答えいただきたいと思います。

次に、学校給食が無償化した場合に、子育て世代の負担が軽くなる、それだけにとどまりません。文科省は無償化の全国調査をやりました。次のような成果が表れるとといいます。

児童生徒にあっては、自治体への感謝の気持ちが涵養される。これは、ちょっとハテナですが、そう言っております。給食費が未納・滞納であることに対する心理的負担の解消も図られるというわけですね。保護者にあっては、経済的負担の軽減、安心して子育てできる環境の享受、学校にあっては、給食費の徴収や未納・滞納への対応負担の解消——これは、設楽町は既に町が徴収をやっているものですから、これは実施済みということではありますが。さらに、食育の指導に関する意識の向上が図られると。それから、自治体、町にとっては、子育て支援の充実、少子化対策、定住・転入の促進などが図られるというふうにまとめられております。

今回、物価高騰支援交付金を使って、給食無償化に踏み切った市町村が数多く出ており、町もそれを財源に無償化をやるわけです。ありがたいことですが、物価対策の名目の交付金という一時的なものではなくて、国の責任により財源を確保して、無償化を全国的に永続的に実施できるようにすべきだと思います。そのような努力や要請を国・県に対して行う考えはないか、お聞きいたしまして、1回目の質問とします。

総務課長 それでは、最初の、「2023年町議選挙の投票結果について」お答えいたします。

一番最初の臨時期日前投票、移動支援の件ですけれども、臨時期日前投票は、再編前の沖駒、裏谷、神田、宇連、豊邦、三都橋の6か所で、令和3年10月の投票区再編から実施しており、有権者にも臨時期日前投票所が設けられることが浸透されていると思いますので一定の効果はあると思います。

数的には期日前投票全体に占める臨時期日前投票の割合は10.3%で、全体の当日有権者に対する期日前投票率が35.8%であるのに対して、6か所での臨時期日前投票の割合は44.2%となっております。

移動支援についても投票所再編から実施しており、選挙の都度、周知に努め、インターネットでの申込みも受け付けるようにしましたが、当初から利用者は少なく、思ったような効果は出ておりません。

職員の配置状況については、町議選挙のみであったため、田口・名倉・津具が投票管理者はじめ、各投票所8人、清嶺が人数調整の関係で7人を配置しております。この中には、各投票所に移動支援業務に従事する職員2名が含まれておりまして、移動支援業務以外は、通常の受付等の事務に従事しています。トータルとしましては31人ということになりまして、国政選挙や同時選挙があれば、投票用紙交付係を1～2人増員する必要があります。ちなみに、今回、もし災害等があった場合ということで考えると、職員が約80人くらい余裕がありますので、仮の話ですけれども、現状32か所ある避難所に2名ずつ配置することは可能です。これは数字上だけの話で、実際にそうするという話はありませんけれども、余裕はあります。

2番目です。投票率の減ということなのですけれども、たしかに平成23年の町議選挙の投票率から比べると10%減となりました。しかし、議員がおっしゃるように、この間に12年間という長い時間が経過していること、補欠選挙を除き2回とも無投票であったという結果を考えますと、投票率を単純に比較することに妥当性があるのかという疑問もあります。

いずれにしても政治及び選挙への関心の低下や人口減少と高齢化による投票行動の減少が投票率に影響していると思われます。町長選挙の投票率も回を増すごとに低下しており、日本全体でみても各選挙の投票率は、特定の場合を除いて減少傾向にありますので、投票所の再編の影響がどの程度あるか不明ですが、投票率の低下は時代の流れではないかと推察しております。

3番目です。投票率低下の要因として、今言いましたように再編の影響はあると思います。しかし、断定すること、さらにどの程度の影響があるかを明確にすることは難しいと考えます。また、投票所再編に際して「投票率が落ちることはない」との発言については、過去の会議録等を見る限り、そのような発言をしていた形跡がありません。可能性としては、「投票率が落ちることのないようにしていく」という旨の発言ではないかと思われます。いずれにしても、そのような発言はしていないことを、御理解ください。

そのことを踏まえつつ、投票所の再編については、決してベストの選択をしたとは思いませんが、議会からの提案もあったことに加え、最大の目的としては選挙時に災害が発生した場合に災害対応ができる体制を整えることで、その他、投票立会人選任の負担軽減を図ることなど、必要な再編

であったと考えていますので、投票所数を元に戻すことは考えておりません。

4番目です。ポスター掲示場の件ですけれども、投票区ごとの設置数は、公職選挙法144条の2第9項に、1投票区につき5か所以上10か所以内と規定されており、具体的には公職選挙法施行令第111条で各投票区の選挙人名簿登録者数と面積——この面積は、選管が調査したおおむねの面積ですけれども、によりその数が示されているため、投票所を増やさない限りこれ以上増加することはできません。

その代替え措置としての選挙公報についてです。実は、今回の町議選挙で有権者から選挙公報について問合せがありました。過去の町長・町議選挙において選挙公報のことが話題になった記憶はありませんけれども、2回の町議選が無投票であったことや移住者が増加していることから、たしかに立候補者について、氏名以外どの地区の人でどのような公約を掲げているのかは、自ら情報収集できる場合は別として、現状のままでは、はがきやビラを見なければ知ることはできません。

公職選挙法第172条の2において、任意制選挙公報の発行の条文があり、「町議又は町長の選挙においては、町の選挙管理委員会は条例を定めたいうえで選挙公報を発行することができる」旨の規定がされておりますので、条例を定めれば選挙公報の発行は可能です。ちなみに、県内の全ての市、9つの町村では条例が制定されており、北設3町村を含む7つの町村は未制定です。

こうしたことを踏まえ、他の自治体の事例を参考にして、条例制定を含め導入に向けて前向きに検討したいと考えます。ただし、発行に向けた業務が告示日以降となるため、時間的に余裕がないこと、特に印刷や郵送に時間がかかることを考えると、有権者の手元に届くのが投票日の直前になる可能性が高くなることが考えられますので、その点だけ御理解いただきたいと思います。

以上です。

教育課長 では、議員2つ目の御質問、「学校給食無償化について」、教育委員会からお答えさせていただきます。

1つ目の御質問についてです。先ほどの今泉議員の御質問の折にも回答しておりますので、重複は控えますけれども、子育て世帯の負担軽減に向けて、今年度当初より実施しているというところであります。なお、臨時交付金を想定しておりますけれども、これについては、1年分全額を既に申請済みでございます。

2つ目です。無償化に向けた考え方は、申し上げておりますとおりであ

りますけれども、将来にわたっての取組となりますと、先ほど財政課長の答弁にもありましたようにかかる財源措置を十分考慮したうえで取り組む必要がございます。

例えば、令和6年度の学校給食費については、現行の単価で児童生徒全員に1年間提供するには、約1千万円を超える予算が必要となります。国の支援が具体化されれば状況は大きく変わってきますけれども、町としましては子育て世帯の負担軽減に留意しつつも、十分な財政面の検討が必要と考えております。永続的な取組に対しましては、そうした部分も含めて熟慮する必要があると認識しております。

3つ目の御質問についてです。本町では、給食費の毎月の引き落とし処理ができず、督促を行うという例が毎月数件はございますけれども、滞納者はおりませんというところであります。しかしながら、無償化が保護者の財政的、精神的負担の軽減につながるということは、今議員がいくつかの例を挙げて言われるように、大きな意味があると思っております。感謝の気持ちというのは催促するようなものではありませんが、もしそういうものがあれば、我々もモチベーションが上がるなど考えておりますけれども、そういうこと、あるなし関係なく、負担軽減には努力していきたいなと思っております。

永続的な無償化に取り組むためには国の財政的支援は不可欠の要素でありますので、引き続き国の動きを注視しつつではありますが、近隣自治体との連携、それから広域的な対応等も含めて国県に要請していければと考えております。

以上であります。

町長 長い付き合いの田中議員から激励をいただきましたので、答弁させていただきます。

給食費につきましては、少し後ろ向きではないかというようなことでもありますけれども、今、国のほうでも異次元の少子化対策ということで、給食費の無償化の話が出ておりますので、令和6年度くらいには方向性がきちんと示されるものだと思っております。思っておりますので、それが示されたときには、きちんと対応をしまっているわけでもありますけれども、田中議員、給食費の無償化は、昔からずっと同じ質問をされておることも承知しております。時代の流れということも私も承知をしておりますので、仮に令和6年度に国の補助が付かなかった場合でも、全額するということは考えておりませんが、半額くらいは考えてみたいと思っておりますので、先ほど話もしましたが、それをしていくためには、どこかで何かをやめていくという、これは職員に指示をしておりますので、そう

いった中でしっかりと考えてまいりたいと思っておりますので、よろしく
お願いします。

8 田中 まず、投票率の問題について質問をいたします。

今回3か所の投票区でやって、30人ほど職員がそこで事務をやったと。
これは、もう少し減らせるのではないかなということも考えられます。同
時に、先ほど課長がおっしゃったのは、そのことで災害が起きたときに対
応できる人員は、一般職員として確保できる状況になったと、こうおっし
ゃったわけですね。であるならば、当初の理由とした、災害対応できない
から投票区を再編するのだと、しかも、大幅に削減をするのだと、こうい
うことは、一考の余地があるのではないかと。つまり、私は質問ですから
元に戻せというのですけれども、例えばこれを5か所とか10か所くらいに、
少し元へ戻すということが可能ではないかなということを感じました。そ
の辺はぜひ御検討いただきたいと思うのですが、今更やると大変だとい
うことをおっしゃらずに、少し検討してみます、というようなお答えをいた
だけると大変よろしいのではないかというふうに思います。

それから、投票率がいろんな要因でどんどん下がっていくのだと、こう
いう御答弁なのですが、これは選挙管理委員会が言ってはいけないことだ
と思うのですね。絶えず上げていかなきゃいけないと。それは、住民の政
治参加を保障していく意味で、これはやはり、10%位下がったって十何年
も前の話ではないかといって言うてはいけないと思うんですね。そこら辺
もぜひ受け止めていただいて、再編をもう一回見直していただきたいと思
いますが、御答弁を求めます。

それから、町長も、おとといと昨日は熱を出して大変頭がすっきりして
良い答弁をいただいたと思います。6年度に限っては、継続はそのまま
ではできないけれども、半額くらいだったらできるということはお聞きしま
したので、確認をしたいと思います。そうすると、今の町長の御答弁は財
政課長の答弁と符合してきますから、納得します。

それから、もう1点、今回の補正予算を見ますと、当初予算と比較をし
てみたのです。給食費の徴収、雑入ですね。雑入として給食費を集めてい
るのですが、当初予算からすると、だいたい6割くらいの補正予算なんで
す、今回。そうすると、お尋ねしたいのは、4月から7月は継続している
とおっしゃったのですが、財源的にはどういうふうにして継続をしている
のですか。

以上です。

総務課長 再質問の1つ目ですけれども、5か所から10か所に戻すとい
うことなのですけれども、現実的にどこをどうするのかという議論になったときに

非常に難しいです。何を基準にして、じゃあどうするのかということも考えますと、そこを増やした、そっちは増やさないという明確な根拠がなかなか持てないというところがありますので、これについてはすぐにどうこうということは、現在では考えておりません。

それから、職員が余っているとか、余っていないとかいう報告になりますと、実はどのように職員を配置するかというのは、選挙のたびに変わってきますので、一概には安定した数字を確保できないというところもありますので、その点も踏まえたいと思います。

それから、投票率が下がるということを選挙管理委員会が言うべきではないということなのですが、現実にはそういうことが起きているので、それを何とかしようという努力はしますけれども、先の選管の委員の中でも、選管としてはやれることはやっている、あとは有権者の判断にお任せするということになっちゃうのではないかと。これは正式な見解ではありませんけれども、そういうことが言われておりますので、最大限の努力は進めてまいりますけれども、現実には下がっているというところですよ。

以上です。

教育長 予算措置の関係ですけれども、今回無償化するのはあくまで児童生徒で、学校の教職員さんとかは入っておりませんので、その分が食い違ってくると思っております。

8 田中 まず、総務課長にお尋ねをします。今の答弁ですと、少し検討をしてもいいかなというニュアンスに聞こえちゃったんですね。そうすると、また混乱が生ずるのではないかというふうにおっしゃるわけですが、23か所を4か所にしたということが大混乱じゃないですか。ですから、そんな混乱はしょうがないというか、元に戻したときにね、それはやはり選挙管理委員会や総務課が苦労や努力をしていただくというふうなことだと思います。少し期待しておりますので、ぜひ選挙管理委員会等で検討をしていただきたい。誰の目から見ても、名倉1か所、津具1か所、清嶺1か所、田口1か所なんてことは、これは皆さんげげんに思いますよ。あれをもう少し議会で議論をしなきゃいけなかったなと思うのですが、私は、「投票率は下がりにません」ということを真に受けて、賛成か反対か忘れちゃったのですが、議会としてはそうなっちゃったと思うので、ぜひお願いしたいと思っております。

それから、教育長の答弁ですけれども、これまで学校給食無料にしていた教職員分、これを充てれば4月からもできているのだということですよ。そうすると、4月から7月の教職員分は無料だったのですか。

教育長 いや、教職員さんは無料ではありません。今回5月に地方創生臨時交

付金の計画申請を上げました。少しでも早く交付されるように、第1回目のほうで頑張ってお知らせいただきました。そうじゃない市町村は2回目の提出のときになりますので、設楽町においては計画が承認されますと、おそらく7月くらいには入ってくると思いますが、その間は町が材料費を全額立て替えるというかたちで、交付金が入った時点で充当しますので、4月から児童生徒については、昨年同様無償で対応をするということになります。

8 田中 教育長の答弁は、よく納得できました。

以上です。

議長 これで、田中邦利君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。それでは、10時20分まで休憩を10分とりたいと思います。20分まで、お願いします。

休憩 午前10時10分

再開 午後10時20分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、1番、村松一徳君の質問を許します。

1 村松(一) 1番村松一徳です。議長の許可を得ましたので、一括方式で質問します。初めてですので、よろしくお願いします。

内容は、この令和6年3月に設楽中学校に統合される津具中学校、田口小学校に統合される田峯小学校の閉校後の施設・跡地利用の在り方の質問です。

現在、津具中学校並びに田峯小学校の閉校に向けての各校で閉校記念誌作成委員会並びに閉校記念式典実行委員会が発足し、その準備を進めている最中です。各校とも地区から選出された委員の皆さんが仕事の合間に集まって地域に愛され、地域の核であった学校の最後の締めくくりを盛り上げようと尽力されています。私も津具中学校卒業生であり、教員として通算9年間勤務させていただいたことを生かし、閉校記念誌の実行委員として携わっています。また、対象校の校長先生はじめ担当する先生方や教育委員会関係者の方々が統合に向けて、合同授業や合同学校行事を実施し、保護者との協力を得ながら、スムーズな移行を図っていることを思います。

現在は、統合に向けての対応で関係各所、精一杯だと思われていますが、設

楽町の今後を見越し、閉校後の各学校の施設利用、跡地利用を町全体として総合的に考えていくべきだと考えます。

そこで以下の4点について質問します。

1つ、閉校後の学校施設の有効活用を今から検討すべきであると考えます。

現行の法令等——学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則などにより、閉校後の施設・跡地利用に何らかの制限はありますか。例えば、統合した場合、どちらか一方は、使用不可や校舎解体すべきとか、閉校後何年間は手を付けられないなどの規則があるでしょうか。

2つ目、設楽町内の学校統合における閉校後の様々な跡地利用の現状はどうなっていますか。田峯小学校は国・文化庁の登録有形文化財（建造物）に指定されていますが、今後どのような扱いとなるのか、という点です。

全ての学校とは言いません。様々な資料を用意されていると思いますが、既に閉校、統合した町内小中学校——私自身が1961年ですので、それ以降でよろしいと思いますけれども、小学校では旧田口小学校、神田小学校、三都橋小学校、豊邦小学校、裏谷小学校、駒ヶ原分校、上津具小学校、下津具小学校。中学校では清嶺中学校、名倉中学校の現状をお答えください。中でも2001年（平成13年）4月に統合した旧名倉中学校は、22年経過しても手付かずのまま放置され、平成24年議会一般質問で当時の横山町長の時代に校舎取壊しや民間事業者から介護施設建設の提案があったという話がありますが、現在未着手のままの状態です。この件については、後ほど原田純子議員から質問があると思いますが、よろしくお願いします。

なお、町内には八橋小学校、川向小学校、神田小学校宇連分校、清水分教所、八橋分校、神田中学校、豊邦分校、裏谷分校がありましたが、それは除いていただいても結構です。分かる範囲でお願いします。

3つ目、閉校後速やかに施設利用停止がとられると考えられますが、コロナ対策関連予算を活用した空調や電気工事等を無駄にせず、今後の施設利用を見越したうえで予算を付けることは考えませんか。田峯小学校、津具中学校とも耐震工事は完了済です。このままの状態では残念でなりません。ぜひとも活用方法を検討したいものです。

4つ目、閉校後の施設・跡地利用について町行政に一任するのではないと考えています。そこで現在各校に設置されている閉校記念誌、記念行事関連委員会を跡地利用等の検討委員会へと移行させていくというのはどうでしょうか。さらに名称・役職等を見直し、各世代の地区民の声を吸い上げる検討委員会として発足させてよいでしょうか。

この4点です。

地区住民らの意見を反映させた地域活性化や、今後の学校統廃合をした場合の町づくり在り方について考えていくべきであると考えます。何もしたまま放置される施設にしてはいけないと考えます。

近隣の市町村の統廃合後の利用状況の一例ですが、お隣の東栄町立東部小学校などは、のき山学校としてカフェ等を開設しています。費用対効果ははっきりしない、分からない部分もありますが、休日の利用客も多いとのこと。結構な額を東栄町は補助しているとも聞いております。

次です。飯田市南信濃地区の旧木沢小学校は、木造2階建ての校舎の見学無料開放、協力金100円以上払ってそこに入れるという所です。平成17年以降、地区の協議会が運営管理しているといえます。私自信も一度訪れたことがあります。人気の猫校長に出会うことができ、SNSでも紹介されていて、昔懐かしい原風景を体験できます。

統廃合された小中学校などの跡地利用は、全国に、私の調べたところだと728か所だとも言われています。このように先進事例を参考して、地区住民に愛され、地域の核となってきた学校の施設・跡地利用をぜひ検討すべきだと考えます。

第1回目の質問は以上です。発言席へ移動します。

教育課長 教育委員会よりお答えします。

1つ目の「閉校後の施設や跡地利用にかかる制限の有無」についてお答えします。

まず、地方自治法の規定により、自治体の財産のうち、学校その他の教育機関の用に供する財産は、教育財産として教育委員会が管理することとなっています。このうち令和6年3月末をもって廃校となります田峯小学校、津具中学校については、以降、学校その他の教育機関の用に供さない状態となることから、教育財産としての用途を廃止しまして、速やかに教育委員会から総務課長へ普通財産としての引継ぎを行うという流れであります。

ただし、行政能率の向上等の観点から、引き続き教育委員会が管理したほうが良いと総務課長が判断した施設については、同法に基づく委任等のかたちで教育委員会が管理することもできるということです。

こうした背景を考えますと、跡地利用が決定するまでの間、田峯小学校施設については教育委員会が、また津具中学校施設については町の中でも津具総合支所管理課が普通財産としてそれぞれ管理することが適切ではないかと現時点では考えております。

さて、施設・跡地利用の制限についてですけれども、指定要件等により判断は変わってきます。いくつか例を挙げさせていただきます。

まず、起債を財源として施設改修した箇所等についてということで挙げさせていただきました。これについては財政課長より答弁させていただきます。よろしくお願いたします。

財政課長 私の方から、田峯小学校、津具中学校の、起債を——借入れなのですけれども、をした施設について説明をさせていただきます。

はじめに、借入金の償還が令和6年4月1日の統合以降も残るものの状況について説明させていただきます。

田峯小学校分ですけれども、令和元年度にエアコンの設置事業で借入れを行っております。借入金額は570万。令和5年度末の見込みは470万円ほど残る予定であります。全て返し終わるのが令和13年度になります。

次に、津具中学校分ですが、校舎の耐震改修、エアコンの設置、体育館の照明改修事業を行った際に借入れを行っております。借入額は4,950万円、令和5年度末現在見込みで約2,100万円ほど残る予定であります。全て返し終わるのが令和15年度になります。

今回の学校統合により、当該施設の利用形態が借入れの目的——義務教育施設に要すると今回借りておりましたけれども、変わりますので、統合前には外務大臣の承認を得る手続が必要でありまして、これについては今年度中に行います。承認された後は引き続き設楽町のほうで償還をしていきます。ただし、返還期限よりも前に取壊し等を行った場合は残っている額を一括償還していくこととなりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

教育課長 起債につきましては、今の答弁のとおりであります。

次に、国庫補助金を財源として施設改修した箇所等についての対応ですけれども、平成20年に、廃校舎の有効利用を図るため手続の簡素化等が図られております。これによりまして、田峯小学校・津具中学校ともに今後、廃校の事前申請を行うことで国庫納付金の免除を受けられる見込みでございます。

次に、田峯小学校、これは国の登録有形文化財でございますけれども、こうした指定のあるところについては、大規模な改修をした場合には指定から外れる可能性がございます。ただ通常の維持管理にかかる小規模な修繕については、これまでと同様に認められているというところであります。この指定に伴い、維持管理にかかる一定経費は特別交付税で措置されています。

次に、大きな2つ目ですね。「閉校後の施設の跡地利用の現状について」というところです。

現状としましては、下流の市町との交流施設とされている例が多くあり

ます。例えば、神田小学校は豊橋市と、三都橋小学校、それから豊邦小学校は、それぞれ交流センターという名称で田原市。裏谷分校はきらの里として豊川市ということで、それぞれ地域に管理を委ねて交流拠点として活用されているところであります。

旧名倉中は、後ほどまた説明もありますのでここでは省きますが、上津具小、ここは津具スポーツ広場として町の管理でトイレやテニスコートが今活用されている。それから、下津具については解体してきれいな状況になっているというような例もございます。あと、清嶺中学校はグループホーム設楽の家として、名倉中学校は名倉スポーツ広場として、それぞれ有効利用されているところであります。田峯小学校ですけれども、指定にかかる制限、先ほど説明したとおり、ちょっと違うところがありますので、その点においても建築構造上の点に関しても他の学校施設とは異なる部分がございますので、その特性を生かした別の用途があるのではと考えております。

3つ目です。「廃校前の空調設備工事等が無駄にしないかたちでの今後の施設利用」という点についてですけれども、言われておりますとおり、耐震工事はもとより、コロナ禍における交付金の活用によって各校に空調設備の設置やトイレの洋式化等が施されておまして、今後多様な用途の想定に対応できる状態となっているというところであります。

今後の方針や用途によりまして予算付けを検討、判断するというかたちになると考えています。

4つ目です。「各校に設置されている閉校行事等関連委員会を跡地利用等検討委員会として名称を改め発足させること」についてお答えします。

田峯地区、それから津具地区においては、昨年秋以降、地域の方々で構成されます閉校記念事業実行委員会をそれぞれ立ち上げていただきまして、閉校記念誌の作成はじめ各校の記録の保存や、閉校記念式典をどんな感じで実施するかなど、かかる検討を鋭意進めていただいています。どちらも本当に意欲的かつ、私どもが思いつかないような創意工夫をもって取り組んでいただいております、大変感謝している次第でございます。

これら実行委員会は町からの働きかけにより編成されましたものでございますけれども、地元の方々による任意の組織でありますので、例えば名称等を変えて新規発足されることについて、町として特に申し上げるものではございません。ただし、跡地利用等検討委員会と銘打ったとしても、広く地域、それから周囲の様々な住民等の声を聞いて反映していくことが大前提であることは言うまでもありません。これは、地域のためにもぜひお願いしたいというところであります。

こうしたことを踏まえつつ、現在同様に強い結束力、それから地域愛を持って引き続き取り組んでいただきまして、跡地の有効利用等について多様な御意見、アイデア等いただければ幸いですと考えております。

説明は以上です。

- 1 村松(一) 回答ありがとうございます。よく分かりました。今後、津具中学校も田峯小学校も多様な用途に変えていくような施設が整っているということですので、予算付けを行うことが可能だということをお聞きしましたので、その点を私ども一地域住民として勇気づけられると思いますので考えていきたいと思っております。

なお、4点目の実行委員会については、まだ私どもも言い方が乱暴な部分があると思っておりますが、任意の組織なのですけれども、町としてもそれを応援してくださるということも考えて安心しておりますので、今後とも住民の声を聞いていきたいと思っております。

1つお伺いしますけれども、津具中学校の場合でいうと、隣に併設している津具小学校との共用施設がありますよね。小・中の体育館は、津具小中体育館、津具中学校施設内には、昔でいう柔・剣道場、1階は剣道などの武道場、2階は講堂ということで設置され、小中共同の共有スペースとして今後も利用していかなければならないと考えています。その場合、電気関係とか水道関係、共用する部分もあると思っておりますので、一概に3月が来たので電気を全て落とすとかそういうこともできないし、工事関係についても複雑な部分があると、私、中学校にいたときから聞いておりますので、その辺の対応をまた考えていただきたいと思っております。

もう一つ、跡地利用については、いろいろ出ると思っております。私自身もちよっと考えてみました。これが本当にいいかどうか。1つは高齢者の施設、グループホーム等への転用。2つ目は、スポーツ施設への転用。毎年夏合宿で訪れる剣道部のある高校の合宿所とか、各種大会の施設の誘致もいいのではないかと。それから個人的にはスタディールームとかオンラインオフィス、さらにはレンタル倉庫、6か月更新だとかね。それから、移住者用短期アパートとか。商業店舗——カフェ、ハンドメイドギャラリー、ジビエ食品とか、あくまでも例ですが、こんな夢、わくわくしたことを考え、ぜひとも地区住民の方と協議を進めていければと。そうすることによって設楽町の地域の活性化の一助となるのではないかと考えていますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

さらに、この辺は町長や教育長にとっては明確にはお答えできないと思っておりますけれども、さらなる統合を考えた場合を見越して総合的に計画を練っていったほしいなと思っておりますのでよろしくお願ひします。その点について

て、何かお願いします。

教育長 ありがとうございます。まず、小中学校の今現在共有している部分ですけれども、既に津具小学校の校長先生から、体育館と、先ほど言われた武道場、講堂については、小学校のほうで管理をするということで、そのほかの教室についても今後小学校と中学校のほうで、小学校のほうでここを使いたいというものがあるようであれば、そのようにしていくということで調整をしております。なので、工事の関係につきましても、小学校が管理をする部分については小学校費のほうで今後管理をしていくことになると思っております。

それから、跡地の有効活用について、いろんなアイデアをいただき、ありがとうございます。ですが、いちおう、中学校と小学校は土砂災害警戒区域に指定されておまして、果たして人をたくさんそこに滞在させることができるのかどうかということで、今、その辺について県とかに相談をしながら、どういうふうな方向があるかというのを検討していきたいと思っておりますので、そこら辺も踏まえて今いただいたようなアイデアを何とか有効に活用できるようなことを考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

町長 跡地の有効活用ということで、少しお話をさせていただきます。有効利用ということの大前提は、地区の住民の皆さんがどのように使っていきたいか、ある程度住民の皆さんの意見を反映していただきたいというのが一番でありますので、今年も懇談会を開催しますので、その折には、関係区に行ったときには、地区の住民の皆さんで、どんな使い方を想定してみえるのかということをお話合いをしていただきたいということをお話してくるつもりですので、それを踏まえてお願ひしたいと思ひます。

そして、今私どもの町、公共施設の管理計画というものをやっております。たくさんある公共施設を、何とか維持管理がかからないようにということで検討をしているところでありますので、先ほどいろんな計画をお示しいただきましたけれども、そんな中で、地域の皆さんが元気をいただけて、そのうえで、あまり町が持ち出しをせずに維持管理ができていくところを一緒に考えていければ幸いに思ひます。

そして、もう既に統廃合で使わなくなった学校が町内にあります。今、豊橋市であったり田原市であったりと、交流施設ということで維持管理費を豊橋市や田原市に負担をしていただく中で維持管理をしているわけですけれども、ダム completion後に交流施設が completionいたします。この交流施設が completionをした折には、そこの施設は使わなくなるというお話をいただいておりますので、その辺も合わせて、全ての地域、少し整合性を持った考

え方をしていきたいと思っておりますので、その辺も含めて考えてまいりたいと思っております。

1 村松(一) 教育長、町長からとてもいい回答をいただきました。ですので、今後財政的に言うと、津具中学校の校舎を壊していくことが一番いい場合もあるかもしれません。その辺は一概には言えませんが、でも、この地域の核となって愛着のある所、そういう所をダムに関連施設ではないから外していくとか、そういうふうになってほしくはないと。というのは、ダムの奥と言われる津具地区には、その関連施設のメリットが果たして出てくるのかどうかというところも考えていかなければいけないし、住民の方々から様々な意見がまた出ると思います。また、地域懇談会においていろいろな御意見を取り入れ、私も吸い上げをやっていきたいと思っております。いろいろな回答、よく分かりました。

町長 1点だけ言わせていただきますけど、ダムに関連だからということではありません。ダムができたときに交流施設ができるということで、その施設の使用をダムの交流施設に集約されるということで、今維持管理をいただいている市から、ダムが完成して交流施設ができたときには今の施設はもう使わないということの提案を受けておりますので、そうなったときにはその施設もどうしていくのかということを考えなければなりません。ですので、そこも整合性を持って併せて考えるということです。

1 村松(一) そのように承りましたので、今後、本当に一町民としても、また議員としても頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

以上で、質問を終わります。

議長 これで、村松一徳君の質問を終わります。

議長 次に、3番原田純子君の質問を許します。

3 原田 3番原田純子です。議長さんのお許しをいただきましたので、一括で質問させていただきます。

はじめに、「移住・定住について」です。

国勢調査の統計開始以来、2005年(平成17年)に、前年比で初めて日本の人口が下回り、この年が歴史的な人口減少の局面に入った年となりました。それ以来、少子高齢化の波は全国を席卷し、日本中が同様の課題を抱えて今日に至っています。

①移住推進のため、空き家対策を含めて地域の課題や地域活動を自主的に行うことを目的に、設楽町地元愛創造プロジェクト交付金事業対象団体として、田口・清嶺・津具・名倉の各地区に1つずつ、計4つの組織が発

足したと聞いています。そのうちの「津具どっとこい」以外の3つの団体のうち、「田口小学校区まちづくり委員会」は解散、「清嶺地域活性化協議会」は解散状態、「名倉高原山の番人」は、しばらく活動実績がありません。これら3つの団体が消滅状態にある理由はどのようなものであったとお考えになりますか。3団体それぞれについて考えられる理由をお述べください。

②「津具どっとこい」の令和4年度の活動内容を見ると、ふるさと農業体験の参加者163名、子どもの夢広場活動に183人、味噌作り体験に10名、空き家相談に7名の、以上が活動実績として挙がっています。このように「津具どっとこい」が活動を継続できている理由はどのようなものによるのか、お考えをお聞かせください。

③行政区及び地区の「こんな地域を創りたい、こんな人に入って来ていただきたい」といった、地区ごとの考え方や希望を明確にして、それを行政にも移住希望者にも提示し、移住希望者のライフスタイルや御希望も伺って、相互に歩み寄り納得することで、移住後の穏やかな暮らしを、ある程度相互に認められるのではないかと思います。その意味で移住・定住には地元の方の関わりが初期段階から必要であると考えますが、いかがでしょうか。

④これからの移住定住策において、最も重要で必要とされる仕組みや要素とはどんなことだとお考えでしょうか。

次に、「旧名倉中学校の今後について」です。

旧名倉中学校は1948年(昭和23年)の開校以来、閉校までの54年、閉校から今日までの22年間、合わせておよそ75年の歳月を経て、建物全体の劣化が免れるものでないことは皆様御承知のとおりです。

閉校後、旧名倉中学校跡地利用について行政と地元有志の間で話し合いが何度か持たれたそうですが、次第に立ち消えになったと聞いています。その当時から今日までに10年以上の時間経過があったように思います。さらに時が下った2023年の今、旧名倉中学校校舎を含めた空間全体を、名倉の求心力として、地域活性化のシンボルとして、産業の場として、雇用の場として、交流の場として、情報発信の場として再生と継承を合言葉に、待ったなしの最後の機会に旧名倉中学校のあり方をもう一度だけ、名倉の皆様と共に考えてみたいと、動き出そうとしている方々があります。その方々が、一級建築士であり、構造建築士法適合性判定員の資格を有する磯部先生に建物の耐力度概調査を依頼され、それが「名倉中学校校舎所見」として6項目に渡り調査された結果を、令和3年4月付けで、依頼者に提示されています。

磯部先生によると、基礎部分はかなり痛んでおり、修復は免れないとの御指摘ですが、しかしながら幸いなことに建物自体に大きな破損も見られず状態は良いとの御見解をいただいております。もはや待ったなしの状態は誰の目にも明らかですので、速やかに再利活用に向けた動きを具現化するべきと存じます。

現在、旧名倉中学校の建物は、公共施設等総合管理計画の個別施設計画の中に位置付けられていますが、建物をどうするか具体的な方法は決まっていない、したがって取り壊すということも決まっていない。現状維持というお答えをいただいております。

名倉中学校は名倉村の時代に造られ、長い歴史を生きてきました。開校時、中学生だった生徒さんは今、80代の終わりから90代にさしかかっているはず。歴史が紡ぎ出す価値は、お金では量れないものです。そこには多くの卒業生の思い出があり、美しい空間があり、古さの中に新しさがあります。形あるものが朽ちていくことは避けては通れない宿命ですが、一度失ったら二度とは還ることがないのも自明の理です。

名倉地区は東三河の北の玄関口にあたる要衝の地に存します。旧名倉中学校は名倉地区における最も分かりやすいランドマークであり、これを再利活用することは名倉地区の住民の皆様のためだけでなく、設楽町、ひいては東三河地域において活性化のシンボルとなり得る可能性を大いに秘めていると考えます。

名倉中学校は言うまでもなく名倉地区の住民の皆様にとって、大切な思い出の学舎であり、今なお、心のよりどころでもあります。その名倉中学校の再利活用方法が決定されず、半ば放置されてきたのは、決して名倉地区の住民の皆様の本意ではなく、その価値が客観的にきちんと評価されてこなかったことに一因があったと考えても無理からぬことであると思いません。

まずは名倉地区の住民の皆様と徹底的に話し合い、総意をもってこれを進めることが肝要ですが、同時に町としてこの地域のランドマークとなり得る原石をどうやって磨き、地域おこしの一助となすべきかを、広い視野と中長期的ビジョンのもとで真剣に議論されるべきと考えます。

このことが、地域の活力と主体性にとっては重要なことであり、町が標榜する全員協働の町づくりの姿であると考えます。選択の後に、乗り越えなければならない課題が山積するとしても、その結果、どちらの方向にかじを切ったとしても、納得のもとに次に進むことができます。

以上を鑑み質問いたします。

①旧名倉中学校の今後について、名倉地区の住民の皆様と話し合いを重ね

て、総意を導き出す時間をいただきたいと存じます。お考えをお聞かせください。

以上です。

企画ダム対策課長 それでは、まず、「移住・定住について」お答えさせていただきます。

まず1つ目の、3つの団体が消滅状態にある理由はどのようなものであったか、との御質問です。

まず、「田口小学校区まちづくり委員会」です。

この地区のそれぞれの区ごとに移住者の受入れについて温度差があったのではないかと考えております。また、それぞれの区を横断して調整したりまとめたりする人材がおらず、空き家の発掘作業など組織活動として統一できなかつたことが一番の要因であると考えられます。また、設立当初は若者のグループ「たぐっちゃお」が組織のメンバーとして中心的な活動をしていました。しかし、「たぐっちゃお」の活動そのものが停滞したため自然消滅したと考えられます。また、このエリアには既存の組織、「田口コミュニティー」が同じエリアで活動していることもあり、当組織との活動の住み分けも難しかったのではないかと考えられます。

続きまして、「清嶺地域活性化協議会」について御説明します。

当初は話し合いも活発に行われましたが、時間がたつにつれ、組織の活動が行き詰まるようになりました。その原因を話し合う中で、区の役員等による充て職の委員構成をやめ、地区内で委員募集をすることになりました。そうすることで、本当に清嶺地域を活性化させたいと思っている人で組織再編をし、協議会の存続を試みましたが、応募がなかったため自然消滅してしまいました。しかし現在、地区の有志により新たな組織「matchibox」という名称で組織が立ち上がり、「清嶺地域活性化協議会」の役割を担いつつあります。

続きまして、「名倉高原山の番人」について御説明します。

ここも、田口小学校区と同じように、それぞれの区ごとに移住者の受入れについて温度差があったように思われます。各区を横断して調整したり、まとめたりできる人材がおらず、空き家の発掘作業など組織活動として統一できなかつたことが一番の要因と考えられます。

また、名倉にはNPO法人ですとか任意団体が多く組織され、それぞれの思いを持って活動をしています。山の番人は、その代表者が委員となっていたため、移住定住に特化した組織として活動することができなかつた、あるいは、委員それぞれの思いを統一できなかつたことも消滅してしまった原因の1つだと考えられます。また、山の番人の代表者は個人で積極的

に活動をしておりましたが、その情報を組織内で共有できなかった、そういったことも継続に至らなかった原因と考えられます。

続いて、2つ目の「津具どっとこい」が活動を継続できている理由は、との御質問です。主に、次の3点が理由だと考えられます。

1つ目として、代表者が組織設立当初から活動の意義を理解され、また委員も同じ思いを持って活動しており、関係者全員が同じ目標に向かって活動していること。また、その代表者の方は設立当初から変わっておらず、メンバーの中心的役割を果たしており、津具地区の住民からも信頼があることが存続できている一番の要因であると考えられます。

2つ目として、組織目標が「津具の子どもを増やす」と、簡単明瞭であること。

3つ目として、津具地区内で「津具どっとこい」の活動目的が浸透しており、委員やメンバー以外の津具の住民が活動に協力的であること。そういったことが挙げられます。

続きまして、3つ目の移住定住には地元の方の関わりが初期段階から必要と感じますが、ということですが。

これは議員のおっしゃるとおり、移住者を受け入れるに当たり、地区ごとの考え方や希望を明確にすることは必要だと思います。移住希望者は、その地域で暮らすことをイメージし、この場所であれば自分が思い描く暮らしができるかと決断する1つの要因として、移住定住組織の方の熱意であったり、地域の方の人柄などで判断しますので、地元が初期段階から関わることは大変重要なことと考えております。

続きまして、4つ目の、これからの移住定住施策において最も重要で必要とされる仕組みは、ということですが。

まず、移住定住で重要視されている要素は何かといたしますと、1つ目は人間関係の満足度です。それは、職場の人間関係であったり、近所付き合い、友人、恋人など複合的な人間関係に対する満足度が高いほど移住定住の意向を持ちやすいということが分かっております。

そして、2つ目として、一番大切なことですが、その地域が魅力的であるということです。地域が魅力的であることは、移住者に重要視されるポイントであると同時に、今住んでいる人にとってもプラスの要素となります。なぜなら、今住んでいる人たちが、この地域はどうしたら良くなるかということを考え続けて、行動を起こししてきた結果、移住希望者に選ばれる地域となり、それが地域の励みとなり持続可能な地域につながるからです。

最後に、必要とされる仕組みですが、移住者に対して初期の段階から関わる組織づくりが重要で、なおかつ、組織目標が誰もが理解できる目標で

あること、地域にも組織目標が浸透していることが重要であると考えております。

移住定住については、以上でございます。

続きまして、旧名倉中学校の跡地利用についてお答えさせていただきます。

まずはじめに、旧名倉中学校の跡地利用について、過去に検討委員会を立ち上げ検討しておりますので、その経過を簡単に御説明させていただきます。

旧名倉中学校跡地利用については、平成19年11月に跡地利用検討委員会の設置を行い、平成21年3月までの間で8回の検討を行ってきております。検討会のメンバーは11名の名倉地区の町民で構成され、21項目の提案をいただいております。その内容の一部を御紹介しますと、新城市消防署名倉分署と専用ヘリポート、名倉いきいき交流館、福祉施設や宅地分譲などの御提案をいただいております。しながら平成20年6月に行いました耐震診断では、倒壊する可能性が高いという結果が出ており、既存施設を利用しようとしても耐震改修しない限り利活用が図れない状況にあります。また、耐震改修するにも施設が大きいので、かなり多額な費用がかかるものと推測されます。跡地利用については、検討委員会からの提案を実現するに至っておりませんが、各種イベントを行う中で跡地利用をしてきましたが、良い利活用方法が見いだせず現在に至っております。

このように、旧名倉中学校を利用するには耐震改修に多額の費用がかかることが予想され、財政のスリム化を検討していく必要があるなかで、町にとっては改修に係る財源確保は非常に難しい状況にあります。そのため、公共施設等総合管理計画では現状維持となっておりますが、老朽化や利用効率等から、現状での使用が困難な建物でありますし、何より耐震診断で、倒壊する可能性が高いと出ている以上、利用するには大変危険な校舎でありますので、取壊しをするのが最善の方策と考えております。

しかし、計画上、現状維持となっておりますので、今後の方針を検討するに当たり、地域の皆様の御意見を聞きながら計画的に進めていきたいと考えております。

このようなことから、今後、時期等は未定ではありますが、計画の見直しを行うに当たり住民の意見を聞く機会を設けたいと考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

企画ダム対策課からは、以上でございます。

3 原田(純) まず、移住定住についてなのですが、一般質問の要旨説明書を提出した翌日に、したらの愛創造プラン提案事業のお知らせというも

のが回覧で回りました。今回そういう募集があるということは、ほぼ解散状態のこの3つの団体組織とは無関係に、新たに団体を募ると解釈をしてよろしいでしょうか。また、その募集期日はいつまでになりますか。お願いします。

企画ダム対策課長 消滅した団体以外に、新たに設けるとい、いろいろな組織に対して補助メニューを考えていくなかで、地域の活性化につながる団体の要望があれば、それに対して補助を出すという目的で今回紹介させていただいておりますので、地域内で大小を問わず、そういった希望のある団体があれば、要望をしていただければと思っております。期限については、私、今手持ち資料がございませんので、いつとは申し上げられませんが、すぐに調べて御回答のほうさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

3 原田(純) 旧名倉中学校の跡地問題についてですが、耐震に非常に費用がかかる、それはそのとおりだと思いますし、そのように理解しております。ただ、これはやはり役場主導ではなく、費用面も含めてですけれども、名倉の住民の皆様と共にもう一度どうしたらいいかということを考えているのですが、町長さんのお考えをお聞かせください。

町長 現時点では、壊すのが一番費用もかからないし、いいということでありませけれども、これ、以前にも一般質問の中で地元住民で改修費用を集めたら改修をしてもいいのかという質問をいただいたことがあります。地域の皆さんがどのような使い方をされて、どんな将来を想定するのかというのが一番大事なところでありますので、今現状であるものを、町の費用で全部改修をしてということは、なかなか想定しづらいですが、そのなかで例えばどこかの事業者の方が改修をしていただいて、有効な利用法があるとか、そういうことがあるのであれば、それは考えてまいりたいと思っておりますけど、今の時点では、とりあえず解体するのが一番、町としてはふさわしいということではありますが、これからまた公共施設の管理計画を個別計画を立ててまいりますので、そのなかで住民の皆さんとお話をさせていただこうと思っております。

3 原田(純) そうではありますけど、やはり、もう既に名倉の住民の方の中で、もう一度見直したいというふうな強い希望を持って動き出している方もいらっしゃると思います。それで、やはり一番最初に持ってくるのは費用ではなくて、ここにも書きましたけれども、いろんな難問というのが山積してくると思うのですが、そのときにはそのときに考えるというか、方向性を見いだすということで、まずは理念とか思いを先行させていただきたい。費用面についても、どのようになっていくか、もちろん分かりま

せんけれども、まずは思いを先行させていただきたいと思います。いかがでしょう。

町長 先ほども申しましたけれども、地元の住民の皆さんがそこをどう使ってどういうふうにしていきたいということが一番大事だと思っております。ですので、住民の皆さんの意見を集約していただくことが一番大事だと思いますけれども、それに合わせて費用面であったり、いろんな計画が、果たして私どもが考えたものと整合性が合って妥当なのかというところも含めてこれから相談をさせていただこうということでもあります。

3 原田(純) 設楽町の財政から大幅に出してしまうようなことはできないということは分かっております。ただ、利活用の方法というのを平成 19 年 11 月に跡地利用の検討委員会で町のほうに検討の結果を出したわけですがけれども、町からの答申はなかったということです。だから、やはりそのことの重さと責任というのは受け止めていただいて、今回の旧名倉中学校の跡地利用について共にお考えいただきたいということです。費用の面で非常に難しいということになれば、それはそのときのことですし、地域で費用をどうするかということも含めて考え、とにかく共に町としてもお考えいただきたいということを要望して終わりたいと思います。よろしく願います。

議長 これで、原田純子君の質問を終わります。

議長 次に、4 番原田直幸君の質問を許します。

4 原田 皆さん、こんにちは。4 番原田直幸です。通告にしたがい質問をさせていただきます。時間が 35 分と限られておりますので、しっかり短めに質問をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

私の質問は、「農地の荒廃対策について」と、「老人福祉施設やすらぎの里の運営について」の 2 点で、一括方式で行いたいと思います。

この 4 月の町議会議員選挙の中で、地元の皆さんから様々な御意見、御要望をお聞きしました。特に皆さんが困っていたことは、農地の管理に対することでした。今は草刈りを何とかやっているが、あと 5 年後には高齢によりその草刈りもできなくなる。土地が荒れ放題になってしまう。その対策を何とかしてくれという切実な要望でした。そこで、農地の荒廃対策について質問をすることで、今後になんかでもつなげていけたらと思っております。

では、質問をしたいと思っております。

私は、職員 2 年目の昭和 53 年から 9 年、当時の旧設楽町役場農林課で農

業土木の仕事をさせていただいたしました。その間、先輩と共に地元である荒尾・和市地区をはじめ、田峯地区、沖駒地区、八橋地区、松戸地区、神田・平山地区の圃場整備に携わりました。名倉や落目地区以外は、ほとんどその時代に整備されたものになっています。

それから、30年余の年月が経過し、耕作者の高齢化や担い手不足が深刻となり、地元の荒尾・和市地区を例に出すと、田んぼを作付けしているのは整備当時の36世帯から現在は9世帯と4分の1に激減しています。また、管理はというと、田んぼの中とボタの草刈りを年に二、三回やるのが精一杯の状況となっています。この状況は、荒尾・和市地区だけではなく、他の地区においても同様の所が多くなっていて、ひどい所では何も行われずほったらかしで、草が生え放題の所もあります。

農地が管理されないと、洪水や土砂災害を起こす危険性の増加や、病害虫の発生、雑草や外来動植物の繁殖、ごみの不法投棄など人間の生活環境にも悪影響を及ぼすこととなります。

このような状況を鑑みて、町として農業施策の基本である農地の現状をどのように把握しているのか、また今後の適正管理に向けた方針をどのように考えているのかを聞きたいと思います。

1つ目として、第2次設楽町総合計画中間見直しでは、担い手の農地利用集積面積を159ヘクタールから令和8年度には284ヘクタールにしようとしています。担い手とは、どのような人たちを指すのでしょうか、また、どこの地区でどのような方法で100ヘクタール以上の面積の集積化をしようとしているのでしょうか。

2つ目として、一方で、作付け規模の小さい地区では、面積の集積化や担い手対策の話はほとんど出てきていないように思いますが、どのような現況なのでしょうか。

3つ目として、総合計画の中で、現状の遊休農地を22.8ヘクタールから20.5ヘクタールに令和8年度に減らす目標としています。遊休農地の把握をどのようにしているのでしょうか、また、具体的に減らす施策はどのようなものを考えているのでしょうか。

4つ目として、中山間地域等直接支払交付金事業で、約238ヘクタールの農地が集落協定により維持管理されていますが、実際の集落協定の面積と圃場整備が行われた面積では異なると思いますが、集落協定に入っていない面積を把握されているのでしょうか。

5つ目として、圃場整備が行われた土地のほとんどは、農業振興区域内農地として扱われ、転用ができないと理解しています。何年も耕作されていない土地でも永久的に農振農用地として扱われていくのでしょうか。

6つ目として、中山間地域等直接支払交付金事業で支払われている急斜面1平方メートル当たり21円、緩斜面1平方メートル当たり8円に個人負担1平方メートル当たり5円から10円程度を合わせると、年2回の田起こしと3回の草刈り程度ができるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

7つ目として、そうしたことを含めて、農地の管理組合的な組織を全町的に立ち上げることの検討をしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

また、一方で遊休農地を利用して観光資源とすることにして、菜の畑、芝桜、花桃の里等に整備することも考えらませんかでしょうか。

次に、老人福祉施設やすらぎの里の運営に対する質問をします。

令和5年度に2億円をかけて大規模改修を行い、今後も福祉施設やすらぎの里を養護老人ホームと運営するとの町の考えに対して、今年3月の一般質問、予算特別委員会の中で質問を行い、答弁をもらいましたが、私自身理解できない部分があったので改めて質問させていただきたいと思います。

やすらぎの里の令和3年度の決算額7,400万円程度から令和5年度予算額約1億円に増えた理由として、職員の新規採用や給料の増額等を挙げられていましたが、そこでお聞きしたいと思います。

1つ目として、定員50名近く入所者がいた当時と30名以下になった現在において、職員数はどのように変化していますか。また、入所者によって職員の設置基準が決まっているのでしょうか。

2つ目として、職員の採用や入替え、給与の増額をしたことで、2,500万円程増えたと説明を受けましたけれども、新規採用が何人でいくら、給与の増額を何人でいくら等、もう少し詳細な説明をいただきたいと思います。

3つ目として、デイサービス事業では、令和4年度はコロナウイルスに通所者や職員がかかったため、閉鎖期間があったことから赤字だったのですが、その穴埋めはどのように行われたのでしょうか。また、令和4年度の赤字以外は黒字だったと報告を受けていましたが、その黒字はどのような使い方をされたのでしょうか。

4つ目として、定数の50名を減らすと措置費が増額すると説明を受けましたが、定数は何名で措置費の金額は一人当たりどの程度になるのでしょうか。

5つ目として、措置費が増額されても、私の考えですけれども、1億円近い委託料には達しないのではないかと推測されます。措置費が委託料以下になった場合、設楽町で他市町村の入所者分を持つのではなく、措置し

ている市町村に不足額を請求すべきだと私は考えますが、町のお考えはいかがでしょうか。

また、参考までに、田口宝保育園の運営では、措置費の金額で賄いきれないことはないとのことを聞いていますが、その辺の違いをどう捉えているのかをお聞きして、1回目の質問とします。

産業課長 それでは、産業課がお答えしたいと思います。「農地の荒廃について」ということで。

まず、①ですが、設楽町では、新規就農者や認定農業者を担い手としており、個別農家を例にいたしますと、ミニトマトでは経営規模25アール以上を認定農業者としています。

また、農地の利用集積は、主に現在名倉地区や津具地区で行っており、例を出しますと、関谷醸造が農地中間管理機構を活用して、耕作放棄水田を借り入れ、自社で使用する酒米用水稲の作付けを行い、規模拡充をしているほか、その他の認定農業者も規模拡充を行っております。

なお、担い手の農地利用集積面積の目標値を284ヘクタールに設定している件ですが、県最適化推進指針に基づき、県の基本方針の目標値を参考にし、目標年度を令和15年度までに、農地の集積率を80%と設定し、農地面積を793ヘクタール——これ、農業センサスのデータなのですけれども、それに対し、634ヘクタールを集積するという目標として挙げております。しかし、遊休農地の解消に向けた課題も多々あることから、実際には目標達成には、かなり難しい計画になっているかもしれません。

次に、②ですけれども、面積の集積化については、農業委員や農地利用最適化推進委員、農協、町農政担当が協力し進めています。主には、農地中間管理機構が取りまとめた農地などが、農業委員会に利用権設定の案件として出され、進められていますケースがあります。しかし、作付け規模の小さい地区では、農地の条件が難しいため、貸し手と借り手のマッチングがうまくいかず、進んでいないのが現状となっております。

担い手対策については、新規就農者がトマト農家を経営継承していく事例が多くなっており、水稲での担い手対策は、受け身の状態であるため、あまり進んでいないのが現状となっております。

次に③、遊休農地は、農業委員と農地利用最適化推進委員が、利用状況調査の結果に基づき、把握しています。

具体的に減らす施策は、現在のところ特にありませんが、優良的な農地であれば、認定農業者への利用権設定などで利活用していくことや、体験農園で観光化や、または貸し農園として受け入れていく方法もあると思います。ただし、生産性や作業効率が悪い農地や、再生が困難な農地につい

ては、非農地判定を進め、林地化していくとか、そういった農地台帳から除外することも考えの一つになっていくのではないかと考えております。

また、農地を転用するケースを例に出しますと、最近では、太陽光発電や駐車場、資材置き場にする申請等がございます。

④ですが、集落協定の面積は、田・畑・法面も含まれまして、現在 28 集落全体で約 238 ヘクタール、これは登記上の面積で計算しております。圃場整備で行われた面積の全体は 590 ヘクタールとなっており、これも登記上の面積となっております。こういった異なった面積のなかには、耕作放棄された状態の農地があるということは認識はしております。

⑤、農業振興地域制度の除外要件としては、農業生産基盤整備事業——これは、圃場整備等の完了後 8 年を経過していれば、可能であるとされています。地区の中で農振農用地の除外をお考えであれば、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員の御意見を聞き、さらに農振農用地の区域のバランスを考慮し、農業委員会に諮り、愛知県と協議していくこととなります。そして、除外ができれば、転用手続きとなっていきます。また、県に問い合わせたところ、20 年以上耕作していない農地は、除外手続きができれば、現況証明で地目変更ができると聞いております。

⑥、愛知東農協へ問い合わせたところ、受託営農部会では請負作業——これ、春と秋を行っているそうですが、主な作業としては、名倉地区、津具地区、東栄町の一部を受託されているそうです。受託作業の可能な面積は、季節的な作業のため、現在のところ、あまり余裕がないそうですが、集落内である程度まとまった面積があれば、移動時間・作業効率を鑑み、エリアの拡大は可能であると聞いております。ただ、小面積の要請については、現段階では断っていることが多いそうです。

愛知東農協の積算によりますと、急傾斜が 1,000 平米で積算した数字なのですが、資金調達側でいいますと、急傾斜の 21 円の単価と、自己負担である、例えば 10 円とした場合の資金、これが 3 万 1,000 円としますと、経費で行いますと、耕し起こしを 2 回、草刈りを 2 回という想定であれば、3 万 1,000 円ずつになるのではないかと試算はいただいております。

⑦、町が管理組合を立ち上げることですが、これは難しいのではないかなと考えております。

例えば愛知東農協を通じて、今やっているやり方で運営団体を見つけていく方法があると考えられます。愛知東農協では、中間管理機構との仲介役として、連携していただき、その解消に向けて実現可能に近づけていければと考えています。

また、草刈りについては、シルバー人材センターに委託されているケー

スもあると聞いております。集落内で管理できないのであれば、委託していくことも、今後、必要となってくると考えております。

また、遊休農地を観光資源とし、菜の花畑や芝桜、花桃の里等を整備していく件ですが、議員が言われるように、いい発案だと思います。しかし、町のみで整備・運営していくことは難しいと考えており、やはり地域の協力なしではその実現は難しいのではないかと考えています。

今後、このような地域を巻き込んだ支援策の実現に向けて、地域の意向調査を行っていき、実現可能なことであれば、共に協力しあって農地の5年先、10年先のかたちを考えていければと考えております。

以上です。

町民課長 私のほうからは、「老人福祉施設やすらぎの里の運営について」、お答えをしたいと思います。

まず最初に、職員数の変化、職員の設置基準ですが、定員が50名近く入所者がいた当時と、30名以下となった現在における職員数の変化についてお答えします。

平成27年4月1日時点では入所者数が46名おり、令和5年4月1日時点では入所者数が30名となっていますので、この2か年で比較をいたします。途中でネクストサプライから設楽町社会福祉協議会に運営主体が変更したことや会計年度任用職員制度が始まったこともあり、呼び名の違いはありますが、平成27年4月では養護老人ホームが月給正社員9名、日給正社員6名、パート社員8名の計23名、またデイサービスは月給正社員1名、日給正社員3名、パート職員が2名の計6名の総勢29名でした。

令和5年4月では、養護老人ホームが正規職員9名、会計年度任用職員10名の計19名、そしてデイサービスが正規職員1名、会計年度職員が6名の計7名の総勢26名です。

入所者数による職員の設置基準は、養護老人ホームで施設長、1名。医師、必要数。看護職員、常勤1名以上。生活相談員、常勤1名以上。栄養士、1名以上。支援員、入所者15名に対して1名以上。調理員、必要数となっていますが、定員が50名から30名となっても支援員以外の人数は変わりません。なお施設長と栄養士は兼務可能となっています。デイサービスについては、管理者、1名。生活相談員1名以上。介護職員、利用者が15名までは1名以上。機能訓練指導員、1名以上という基準となっており、生活相談員または介護職員のうち1名以上は常勤となります。

2番目の質問の、人件費が2,500万円以上増加したことにつきましては、過去に指定管理の契約をしていたネクストサプライの経営方針が大きく影響をしております。ネクストサプライが運営していた当時の職員の給与が

著しく低かったことが大きな原因となります。その後、令和3年10月に指定管理先が設楽町社会福祉協議会に移行されましたが、ネクストサプライが低い給与体系であったことが明らかになり、設楽町並みの給与体制に見直しをいたしました。また令和3年10月以降に、事務職員1名、看護師1名、支援員2名を新たに採用しました。この新たに採用した4名の職員分の給与と、他の職員でネクストサプライ時代に抑えられていた人件費の上昇分を加えると、2,500万円の増額となります。

3番目の質問の、デイサービス事業の赤字と黒字についてですが、令和4年度のデイサービス事業の確認をしたところ、しばらくの間——約半月ですが、新型コロナウイルス感染のため閉鎖期間があり収入は減りましたが、赤字まではいかなかったとのことです。黒字部分につきましては、養護老人ホームの不足分を補う使い方をしています。

4番目の質問の、一人当たりの措置費については、現在は定員が50名ですが、今年度の施設改修が完了した後には定員を28名にする予定をしています。措置費の金額については厚生労働省より示された老人保護措置費支弁基準に基づき定めています。一人ひと月当たりの措置費は、50名定員で人件費が11万6,599円、管理費が9,009円の計12万5,608円ですが、28名定員となりますと人件費が12万9,380円、管理費が1万580円の計13万9,960円となり、28名定員にしたほうが1万4,352円の増額となります。

5番目ですが、措置費が委託料以下となった場合の措置市町村への不足分の請求につきましては、措置をしている市町村側でも支出根拠の法整備をするなどの準備が必要になると思われます。また、最近では電気代の高騰が必要経費の増加につながっているなどの傾向がありますので、そうした状況をみながら、そして近隣の同様の施設の実情も調査しながら、慎重に対応していきたいと考えております。

なお田口宝保育園の措置費との違いですが、保育園措置費も定員などの条件から積算をして金額が設定されていますが、今年度、田口宝保育園では定員を30名から20名に変更したことで、措置費で運営ができるという報告を田口宝保育園からいただきました。しかし園児数はさらに減少することが明らかとなっていますので、田口宝保育園と町との調整の結果、令和7年度からの公営化を目指すことになりました。現在は、田口宝保育園で、法人解散のための手続きの準備を始めたところです。

町民課からは以上です。

4 原田(直) 丁寧な答弁をしていただきました。あと10分しかありません。まず、農地の荒廃対策について質問をしたいと思います。

今の現状を聞くと、ほとんど今のやり方と変わっていないと。何か新し

いもので面積が減るとか増えるとかいう状況にはなっていないと理解するのですが、町としてその辺の手立てはあまり考えられないのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

産業課長 現段階では、それにあたる補助が、中山間地域等直接支払制度というのに充てており、町費としては現在そこに充てているものはないのですが、地域がどういった思いがあるかというのを把握したうえで、どういう方向に進んだらいいかということを考えることから始めようかと思えます。以上です。

4 原田(直) 農協さんがやってもらえたらという御意見もあったのですが、私は農協さんは黒字にならない部分についてはやってもらえないのではないかなと思っております。例えばさっき言ったように、モデル的に一体を管理の組合的な部分を作ることはできないかもしれませんが、モデル事業的なものを立ち上げて、地元がやらないということではないと思っています、地元がやらなきゃいけないのだけれども、それだけの人数が出てこないというような状況だと思いますので、そこら辺も含めて、一度そういうモデル的な部分を考えていただきたいと思うのですが、その辺について、どう考えるのでしょうか。

産業課長 現在、中山間地域の集落協定では28集落ございます。まずは、可能かどうかは分かりませんが、例えば近隣の集落との統合とか、そういったかたちで人数が集まれば農地を保全していくのに可能になるというようなかたちができるかだと思います。町主体の管理組合については、まだ検討することはかなり時間がかかるかなと思えますので、また御意見があれば検討していきたいと思えます。

4 原田(直) 私、自分の所の地区を考えてみると、ほとんど今辞めていっています。地主に頼むと草刈りもだんだんできないような状況になって。ですので、お金で解決できる部分については、例えば自己負担金を出せばやってもらえるという状況になれば、またそこは違う方向に向いていくのではないかと思いますので、ぜひそこら辺の検討をしていただきたいと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

町長 町としても考えなければいけない問題ではありますけれども、やはり基本は御自身の所は御自身で管理をしていただくというところが私は一番基本だと思っています。管理組合につきましても、御地元のほうでまず立ち上げていただいて、そのうえでいろんな御相談をしていただければ、私どもの方でも、支援なり、いろんなことを一緒に考えていくというのはやぶさかではありませんけれども、町が管理組合を立ち上げるということは考えておりませんので、ぜひ御地元のほうで考えていただければと思って

おります。

4 原田(直) おっしゃることはよく分かっておりますけれども、地元でも高齢化が進んで、なかなか地元だけではできない部分がありと理解しています。もう一度、どうかたちがいいのか考えながら進めていかないと、近々のすぐの問題だと理解をしていますので、また御相談を申し上げたいと思います。

次です。やすらぎの里です。すみません、先ほど、定数を 28 名にした場合 14 万円ということで、合計すると、一人当たり年間いくらになるか計算をしようかと思ったけど忘れてきましたので、教えていただきたいと思います。

[調査中]

4 原田(直) 増えても、多分さっき言った 1 億円にはならないと理解します。町民課長の答弁だと、よその町村と言っています。今、状況を聞くと、半数が町外だと 3 月のときにお答えをいただいたと理解します。その半分の町外の人々の面倒を町がそこまでみる必要があるのかというのは、もう一度しっかりしないといけないのではないかと思います。

設置基準を聞いていたのですけれども、設置基準のなかで、4 名プラス、15 名に 1 人と言っています。あと、給食の人たちがどれくらいいるのか分からないのですけれども、そうすると、給料は高くしてもいいと思うのですけれども、人件費的にもう少し何とかなるのではないかなと思うのですけれども、人を減らすというようなお考えは現時点では無理なのか、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

町民課長 人件費面につきましては、委託をしている社会福祉協議会と調整をしながら行っておりますが、何かと、事務職員ですとかそういう方も必要ですけれども、介護をする人ですとか、そういった方も必要ですので、今の人数は必要かなと考えております。

4 原田(直) たしかに、人数が多いほうがいいに決まっていると理解しています。ですけれども、今の状況を考えると、さっき言ったように措置費で賄えない分を町が持っているよと。そこら辺はもう一度しっかりと考えていただく必要があるのではないかと思います。措置費で賄えれば私も何も言うことではないと思っておりますけど、賄えない分は町民だけならば私は何も言いませんけれども、町民以外の人々が半分いるという状況のなかで、他町村には請求をできないと説明を受けましたので、もう少ししっかりと社会福祉協議会と話をし、そこら辺の削減をしてもらいたいと思うのですけど、もう一度、最後、町長どうでしょうか。

町長 議員の言われること、大変よく分かります。私も大変疑問でしたので課

長にその話をよく聞くのですが、現行だとみていただけないということでしたので、一度社会福祉協議会のほうともしっかりと議論をして、少しでも削減できるように取組は進めてまいりたいと思っております。

4 原田(直) 時間がきたのでこれで終わりたいと思います。しっかりと見直しをしていただきたいと要望して終わります。

議長 これで、原田直幸君の質問を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。それでは、13時ちょうど、午後1時ちょうどまで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 1 時 01 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、5番七原剛君の質問を許します。

5 七原 5番、七原剛です。議長のお許しをいただきましたので、通告にしたがい質問をさせていただきます。私からの質問は1件、2点です。答弁は一括方式でお願いします。

田口高校の存続、魅力化について検討されるようになって、まあまあ結構な時間が過ぎました。過去にも一般質問の場において先輩議員の方々から問われたことも何度かあります。現在においても設楽町内、あるいは東栄町、豊根村を含む北設楽郡内、その他様々な場所で議論が行われ、提言がなされており、我が設楽町においても各種支援事業や空き家バンクホームページ上でのPR等、様々な施策が施されています。

また、「設楽町総合計画(後期基本計画)」においても、県立田口高等学校への進学者の増加が目標の一つに掲げられており、そのための施策も明記されています。

基本的には、田口高校を存続させたい。そのためには普通科、林業科の定員を満たしたい。そのためには田口高校の魅力を町内外にPRする、また、他の高校にはない魅力的な制度を用意する。という流れであると理解しています。

一方、田口高校においては、普通科、林業科ともに定員割れが長らく続いており、施策が結実しているのか、判断の難しいところであります。

そこで、次の質問をさせていただきます。

1つ目。田口高校の存続、魅力化について、現在どのような施策が講じられ、また、それらの施策に関し、どの程度の成果が得られているのでし

ようか。

2つ目。林業科、特に森林学科コースは愛知県内では唯一、全国でも稀有な学科であります。その魅力をどのように発信していくつもりでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

企画ダム対策課長 それでは、ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目の、田口高校の存続、魅力化について、どのような手立てと成果があるかという御質問です。

まず、設楽町独自の取組について話をさせていただきます。

田口高校の魅力化につきましては、設楽町版総合戦略の基本目標に掲げ、愛知県と連携して魅力化に努めるとうたっております。また、第2次設楽町総合計画においても重点施策として位置付けています。

現在具体的に行っている事業としては、資格取得支援のほか、路線バス通学費補助や、入学祝金の加算、奨学金返還支援金の加算といったものです。これらの事業を実施することで、ほかの県立高校に通った場合と比べるとかなり手厚い支援になっていると思いますが、生徒数の増には残念ながら直接つながっていないように思います。

高校を選ぶ際の決め手となるような支援策は、内容的にも財政的にもなかなか打ち出せませんが、これらの制度を利用された方々からの評判は良く、田口高校に進学して良かったという声も聞いておりますが、生徒数を増やす即効性には欠けているかもしれませんが、田口高校の魅力づくりとしての一翼は担っていると考えております。

こうした町独自の取組のほか、令和3年度から、北設3町村、地域住民、関係行政機関及び田口高校等で構成する愛知県立田口高等学校運営協議会が設置されております。田口高校が中学校の生徒やその保護者から選ばれる魅力ある学校になるよう、田口高校と連携し、田口高校が今後も北設楽郡の要の学校となるよう取り組んでいるところです。

昨年度は、田口高校満足度調査や田口高校に関する意識調査を実施しています。本年度は、こうした調査結果をもとに「地域・個人」としてできることを検討していくこととなっております。

また今後、協議会で承認された事業等について実行組織となる地域学校協働本部の設置に向けて協議していくものと思われま。そのため、この学校運営協議会の取組も動き始めたばかりですので、成果としてはこれからという状況ですが、少しでも田口高校の魅力化が図れて、生徒が増えるなどの目に見える成果が表れることを期待しております。

続いて、林業科、特に森林学科コースは愛知県内では唯一、全国でも稀な学科であるが、その魅力をどのように発信していくつもりか、という御質問です。

田口高等学校は愛知県立の高校であるため、町独自で魅力発信するのは非常に難しいと考えております。

現在、林業科の生徒募集は全県募集が可能な状況ですが、全国募集は愛知県教育委員会のルールで、できない状況があります。また、どのような方法で、どこに向けて情報を発信していくかも考える必要があろうかと思えます。さらには高校の学校運営の方針も影響することから、情報発信するのであれば、学校運営協議会の中で協議し、協議会あるいは高校として発信していくことが望ましいと考えています。

企画ダム対策課からは以上です。

5七原 それでは、再質問をさせていただきたいと思えます。

まず、県のほうの関係で全国的に入学の募集をすることが大変難しいというお話がありました。御存じかとは思うのですが、一般社団法人地域・教育魅力化プラットホームという組織があります。本部が島根県のほうですが、ここで、地域みらい留学ということで、中学を卒業してから3年間、他の公立高校へ行けますよというのをやっていますよね。2023年4月時点で全国33県100校以上が留学先として登録されていますとなっていますので。田口高校は寮も完備していますし、そういった面ではこういうところに登録できる要件があるのではないかと思うのですが、県が邪魔になっているということなので、そういうところを県に働きかけていただくには今がチャンスなのではと思います。特に林業ということに関しては、町長もおっしゃっていましたし、議会のほうとしても林業アカデミーということで頑張ろうかと言っていたときに、はっきり言えば、ここにいる皆さんそろって愛知県にこけにされたというところがありますので。だったら、これくら認めろよ、と言うにはいいチャンスかなと思えますので。こういったこともいいかなと思うのですが。

地域みらい留学という制度については、運営協議会のほうで話題に上がったことはありますか。

企画ダム対策課長 運営協議会の中の協議では上がっておりません。

5七原 ぜひ、愛知県だから無理だというのではなくて、こういった制度もあるから何とかしようよ、ということで働きかけるのは別に予算もかからないと思えますので、ぜひ参考にしていただければと思います。地域みらい留学とやると、すぐにヒットすると思えます。

この制度自体は、高校1年生の段階で申し込んで、2年生の1年間を他

の学校、例えば静岡の学校にいる子が、高校2年生の1年だけを田口高校に来るとか。そういう制度と、もう1個は、中学生の間に登録をしておいて、高校3年間よその県の高校に行ってもらおうという、そういうことをやっている制度ですね。何がいいかという、これは出来合いの制度ですので、加入するだけという。いろいろ面倒なことは全部よそがやってくれますので、設楽町、あるいは愛知県のお手を煩わせるようなことが少ないのではないかなと思います。その辺、愛知県の職員さんプライドだけは高そうなので嫌がるかもしれませんが、安いプライドが高いとはそのことだと言ってもらってその辺は乗り越えていただければいいと思います。

それからもう一つ、これは提案なのですけれども、田口高校の魅力をどういうふうにつけていくかということは、町としては補助金とかを付けてみえるのですけれども、実際、成果になかなかつながないという答弁をいただきました。親に対しての経済的な補助というのが、なかなか進学先を探すときの受験生本人に対しての魅力にはつながらないというところだと思うのです。

一方で、田口高校の今の魅力というのをどの程度ほうほうに発信しているのかなというのはあるのですけれども。県の話があるので、これも県のほうと相談をしていただいてからという前提にはなりますが、この町、設楽ダムというのを受け入れて、今後ダムの周辺の森林の保全ということも大きな課題になっていく。当然、田口高校の林業科というところも大きな役割を担っていくというふうに理解していますけれども、そういった意味で、例えば全国にダムのある自治体というのはいっぱいあるんですね。マニアックなホームページとかを見ると、ダムと呼ばれる施設は全国で2,760あるそうです。ということは、規模も様々でしょうけど、それだけ全国にはダムを抱える自治体があるということは、そういうところへ行って、お宅の若い衆、ちょっと田口高校に来て、ここで林業というものを学んでみないかという、そういう働きかけをすれば、これは非常にターゲットも絞られますし、いいんじゃないかと思うんですね。これは何がいいかというと、お金の面でも、リスクとして考えられるのは担当の職員の給料と出張旅費、その程度で済むと。別にコンサルを頼むわけでもないし、これもお金をかけずにやっていけるということが考えられます。その辺、課長さん、いかがでしょう。

企画ダム対策課長 今後、田口高校の魅力化を考えるうえで、同じ境遇にある、ダムを持つ市町にそういった呼びかけをしていくのは一つの手かなと思って聞かせていただきました。今後の参考にはさせていただきます。

おりますが、一部、愛知県のほうでも田口高校の魅力化についての検討を出されているようですので、具体的には申し上げることはできませんが、そちらのほうとも連携をとりながら魅力化を少しでも進められるように取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

5 七原 前向きな答弁をいただきました。最後、町長に伺いたいのですけれども、今私のほうから提案をさせていただきましたが、そういった働きかけとか、田口高校へ来ていただいて、その先もきちんと紹介できるとか、そういったことも含めて——先というのは、林業のほうももっと学びたいと言ったら隣の岐阜県にいくと森林文化アカデミーという、30年も歴史があるいい所があるからきちんとつなげますよとか、そういったことも含めて全国のダムある町に働きかけていただく、あるいは、県と相談のうえ、先ほどの地域・教育魅力化プラットフォームへ登録をしていただいたりとか。あまり協議ばかりしていてもしょうがないと思うので、今あるツール、何かできるものにどんどん働きかけていかないと、今行動しないと、じり貧になっちゃう、手遅れになっちゃうということだと思います。そういった面で、こういった即効性のありそうなものとか、実行できそうなものはどんどん働きかけていっていただきたいと思いますが、町長、その辺いかがでしょう。

町長 田口高校の魅力化は、私の中でも大きなテーマでありまして、林業アカデミーの話もずっとさせていただいております。北設3町村で同じ課題ということで一緒になってやっているわけでありましてけれども、5月でしたか、4月の中頃でしたか、県が林業試験場のところに林業カレッジというものを作られましたので、この違いの説明をということで県に求めたわけですが、県としては、私どもが求めていることとは全く違うことだという認識だということですので、今からも林業アカデミーなり、専攻科の設置ということには前向きにやっていただけるということをお願いしております。

愛知県のほうに、3月の末頃に北設3町村の町村長さん3人で陳情に行っていました。副知事のところに陳情に行って、専攻科であったり、林業アカデミーの陳情をしてきたわけでありましてけれども、その回答ということで、県の飯田教育長さんが私どもの町にお越しをいただきまして、案をいくつかいただいております。県のほうに確認をして、検討段階ということでありますが、公表してもいいというお許しをいただいておりますので、そういった意味で公表させていただきますが、あくまでも検討段階ということで御理解をいただきたいと思います。

県としても林業アカデミーだったり専攻科ということは考えているので

すが、今いる人数を見たときに、今のままだと専攻科を作っても行っていただけの学生さんがいないということで、そこを何とかしなきゃいけないので、まず田口高校林業科も合わせて魅力化を図りたいと。魅力化を図ったうえで生徒が増えたときには専攻科ということも少し視野には入れているということでもあります。

そんな中で2つプランがありまして、林業教育の充実プランというのがあります、それはプロジェクトということで、学校の科目設定の中にスマート林業というものを設定して、高性能機械やドローンなどの先端技術を導入したものの習得を目指していきたいということだったり、あと、プロジェクトということで、大学や専門学校と連携をして外部講師の招へいをして盛り上げていきたいというのが一つ。

そして、環境教育の充実プランということで、これ、大変面白いなと思って読ませていただいているのですが、田口の森を起点にSDGsを学ぶ体験ということで、プロジェクトとしては、学校の設定科目の中にモリコロというものを新設し、ジブリパーク内でのインターンシップや森林インストラクターの講習等、また森林を活用したキャリア教育を実践しましょうというのが一つ。そして、森の資源を用いた食文化体験や商品開発をやってみましょうと。あと、プロジェクト3ということで、これも学校の設定科目としてアウトドアというのを新設し、演習林施設を活用した安全なアウトドアライフをとおした環境教育を実践をするのだというようなプロジェクトを、実現に向けて取り組んでいただけるということでもあります。

私ども大変大きな期待をするところでありますので、これで全県募集ができることになったときに、一番の課題は寮であります。今、金曜日の晩に帰って月曜日の朝しか入れませんので、その運営をどうするのかということをこの協議会の中でも協議をしているのですが、なかなか現実的な案が出てきませんので。飯田教育長さんにもお伝えしましたが、県がこういったことを現実としてやっていただけるのであれば、寮の運営は町のほうで責任をもって運営をしてもいいですというお話もしておりますので、様子を見ながら、県のほうも一生懸命取組を進めていただいている状況でありますので、これから私どもも一緒になって考えてまいりたいと思っています。

5七原 大変丁寧な御答弁をいただきました。県がそうやっていろいろと提案をされていると。結構反省もされたんでしょうね、きっとね。それはそれとして、やはり生徒数、全県から集めてもなかなか難しいと私思うんですね。そして、この資料ちょっと古いのですけれども、平成26年4月の段階で、全国に森林、林業に関する科目やコースを設置している高校というの

が72校だけです。そのうち、もろに林業科とうたっている高校は全国で3校しかないんですね。これ、平成26年4月現在の農林水産省のホームページから引っぱってきた資料なのでちょっと古い、もっと新しい資料がほかにあったらごめんなさい。ということは、やはり、県内からの募集という枠をまずは取り払っていただくということが第1だと思います。そしてもっと全国的に営業活動というかPRをするくらいは町でやってもいいかと思しますので、その辺を一生懸命やっていただければ、今ある田口高校の魅力というもので十分いろんなPR活動というものができるとは思いません。あるいは全国的にそういう学校があるならば行かせてみたいと、演習林があつて寮があるならば行かせてみたいという生徒さん、親御さんがいるのではないかと思います。

町長のほうから大変丁寧な答弁をいただきうれしく思います。今後も田口高校の魅力化について、微力ながら私も協力していきたいと思しますのでよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

議長 これで、七原剛君の質問を終わります。

議長 次に、2番村松純次君の質問を許します。

2村松 2番、村松純次です。議長のお許しをいただきましたので、事前に通告いたしましたとおり、まず一括方式で質問させていただきます。

私の質問は、大きく分けて2つです。

まず、1つ目。「町内3か所ある道の駅を生かしていくためには」についてお聞きします。

皆さん御存じのとおり設楽町には3か所の道の駅があります。道の駅したらは2周年を迎え、フードコートの充実や資料館の企画等で、また、名倉アグリステーションでは今年リニューアルオープンをし、茶臼山の玄関口として、また、えごまの五平餅などで、そして津具のグリーンパークではオートキャンプ場として、それぞれの道の駅がそれぞれのスタイルで賑わいを見せています。

町でもうたっています、目標である観光客数60万人を突破するためにも、この賑わいをつないでもっと大きい賑わいにしていく必要があると感じています。

そこで、今後道の駅を活用した設楽町の観光アピール等についてお聞きいたします。

①設楽町観光ナビなどでも、良いモデルコースを作成してくれています

が、今後さらに3つの道の駅をつなぐ周遊ルートの作成や連携をとった合同イベント等を開催する考えはありませんか。

②周遊ルートになると思われる広域農道や茶臼山高原道路などは、木の成長によって全く景色が見えなくなってしまう箇所が増えています。そういった何気ない景色も季節や時間によって良いスポットになっていくと思います。今後、木の伐採などをして整備をしていく考えや計画はないでしょうか。

③ダム完成までも、完成後も、3つの道の駅は設楽町の重要なポイントになると思います。これまでにたくさんの方が同じようなことを聞いてきたと思いますが、総務課、産業課、建設課、企画ダム対策課、観光協会など各課がよりいっそう横のつながりを強化して連携していく必要があると感じます。現在各課間での連携はとれていると感じているのでしょうか。

2つ目の質問です。「高効率機器の買換えやアシストスーツ購入補助について」の質問です。

最近の光熱費の急激な高騰や省エネの観点から、利用者の多いリフォームの補助金と並行して、この高効率機器への買換えを促進していくべきだと私は考えます。

また介護、農業、製造業、などの重量物を扱う方や体の不自由な方へのアシストスーツの導入促進と補助をしていくべきだと考えています。

重量物を扱う現場等でも高齢化が進み、さらに若い方でも腰や膝や肘を痛めている方を、私の周りでも多く見かけます。少しでも長く体に負担も少なく働けることも町の活性化につながっていくと思います。

そこで、①こういった機器の買換えや導入に対して国の補助制度はいくつか見られるのですが、町の独自で補助事業として検討する考えはないでしょうか。

また、現行の補助制度の中に対応できるものがあるとするならば、それも教えていただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

産業課長 それでは、まず①についてお答えします。

3つの道の駅では、それぞれの特色を生かし、指定管理者やテナントの考えで誘客し、賑わいを創出していただいております。周遊ルートの作成や合同イベントについては、産業課と観光協会が連携を取り、目に見えるかたちでできればと考えております。

また、合同イベント開催についてですが、例えば3つの道の駅限定のスタンプラリーが開催できればと思います。

なお、周遊した各道の駅から、町内の見どころが分かる周遊マップを利

用していただいたり、設楽町の良さを知っていただくようにしていきたいと思っております。周遊するだけではなく、津具グリーンパークなどは宿泊することができますので、観光協会が宿泊プラン等を企画し、新たな賑わい創出ができるよう進めていければと思っております。

次に、②ですが、周遊ルートの途中の中には、広域農道や茶臼山高原道路があると考えられます。ドライブしながら見えてくる景色は季節感を体験でき、ちょっと車を停めて眺めたいと思う箇所はたくさんあると思います。道路の路肩に数台が眺めるのであれば問題ありませんが、良いスポットとして位置付けるには、多くの観光客をターゲットとした場合が多く、駐車場の確保が必要となってきます。現段階では、茶臼山高原道路沿いの天狗棚の面の木駐車場は、その一つとして考えられます。その他の良いスポットは、地主さんとの伐採交渉や駐車場となる土地の交渉、また、国や県への申請が必要となる場合がございます。道路上で通行の妨げになり、支障となっている木以外は簡単に伐採することができません。考えるとするのであれば、森林整備を念頭に置いて伐採していくことが良いのではないかと考えております。

次に、③としまして、町の役場だけでなく、行政の考える計画は縦割りで出来上がってくるものが多く、横の連携がとりにくいのは多少あると感じています。例に出すと、ダム周辺整備の検討会では、担当者間での情報共有は行っており、その打合せた内容が担当課長まで決裁で上がってくるといった、全く横の連携ができていないというわけではないと思います。担当課長だけでなく、毎月行われる課長会議の中でそのような情報共有を密にしていくことや、それぞれの課の意見を交換していくことで、今後強いつながり、連携がとれていくのではないかと考えております。

また、道の駅を管理運営する団体が行うイベント情報についても、さらに情報共有を高め、強化できればと考えております。

以上です。

総務課長 2つ目の、「高効率機器買換えやアシストスーツ購入補助について」なのですけれども、まず前半の、高効率機器買換えということで、ちょっと抽象的であります。光熱費高騰だとか、省エネだとか、環境分野等、所管課が多岐にわたるといことと、あと、実際もしもこういうことを補助するとすると、どこが担当するかということは一旦置いておいていただいて、考え方だけ、とりあえず総務課から回答いたします。

一般的に、高効率機器は日常生活の幅広い分野で使用されている照明や調理器具などの電化製品、給湯機器、冷暖房機器などで製品化されており、エネルギーの使用を少なくし、より効率的な省エネを実現できるものとし

て認識しています。そのほか、節水も二酸化炭素削減につながると言われています。こうしたことから、議員おっしゃる買換えの促進をしていくべきものと考えます。

今年度から実施する住宅リフォーム事業補助制度では、目的の一つとして住宅の機能向上や省エネルギー化を掲げていますが、一般的な工事を伴うものを対象としていますので、具体的には、台所や浴室等のリフォームと一体的に行う高効率給湯設備——いわゆるエコキュートが対象になると思いますけれども、その他の照明や調理器具などの電化製品、冷暖房機器などの備品類の交換及び設置は対象としておりません。今後この補助制度の運用を進めるにあたり、対象となっていないこれらの機器の買換えについても、要望等を踏まえて見直しを検討していきたいと考えています。ただし、国の補助制度がある場合を含め、内容等の精査に時間を要すること、及び事務負担等を考慮する必要もありますので、その点御了承ください。

いずれにしても、二酸化炭素削減や省エネルギーへの取組は時代の要請であり、これらを実現するため、また、町民が安心して暮らせる住宅の性能向上のために必要な事業については、前向きに検討してまいりたいと考えています。

以上です。

町民課長 私の方からは、「高効率機器買換えやアシストスーツ購入補助について」、町民課の分を回答いたします。町民課ですので、介護の分野に限定の回答となります。

施設などで介護などの業務を行う際には、たしかに体への負担はかなりのものと思われます。町内及び近隣の町村では、今のところ福祉施設からのアシストスーツ購入補助の要望は届いていませんが、そうした要望があれば町の高齢者福祉計画などにその内容を盛り込み検討をしていきたいと考えています。

また東三河広域連合の中の組織である窓口長会議というものがございまして、こういったような場面で介護保険の地域支援事業の一つのメニューだてとして要望することもできますので、要望に沿ってそうしたことも合わせて行っていきたいと考えております。

高齢者や障害者などの体の不自由な方を対象としたアシストスーツにつきましては、確認をしましたが、開発中の段階であると思われます。体に不自由をきたしている方については、補装具補助のように医師の診断書に基づき適切な器具等を購入する必要があると想定されます。以上のことから、介護を必要とする本人が利用するアシストスーツについては、まだ具体的に補助の対象まで至っていないと考えられます。

なお現在では、介護を必要とする方を対象とした介護ロボットもあります。このロボットは対象となる方の家庭で活躍をするものですが、何かを運ぶといったようなことをするのではなく、話かけると受け答えをしてくれるような会話型ロボットとなります。介護ロボットについても、近隣市町村の担当者が集まる会議などでは話題に上がっていますが、まだ補助の段階までは進んでいません。介護ロボットも今後の状況をみながら検討を進めていきたいと思えます。

町民課からは以上です。

産業課長 農業分野での補助制度設置について説明させていただきます。

スマート農業総合支援対策事業として、国・県補助があり、スマート農業の技術開発・実証・普及を目的とした補助制度がございます。これは個別農家を対象にはなっておりませんので、とりあえず該当しておりませんでした。

また、町の農林水産業振興対策事業の補助制度の中に、令和3年度より「スマート農業導入推進事業」が追加されており、スマート農業実施による農作業省力・軽労化がアシストスーツ購入に該当しており、補助対象となっております。

補助対象者は、認定農業者、または認定新規就農者、また、3戸以上の農家の営農団体のいずれかに該当し、5年以上営農の継続が見込める者が対象となっております。詳しくは、農政担当にお問合せいただくようお願いしたいと思います。

以上です。

2 村松(純) ありがとうございました。

まず、高効率機器やアシストスーツ購入補助のほうで再質問ですが、高効率機器のほうは、日々すごく進化が早いので、その辺注視していただきたいと思えます。

アシストスーツのほうは、今、介護のほうと体の不自由な人ということで、僕のイメージしていた体の不自由な人というのは、そこまでの人ではなくて、ぎっくり腰だとか、そういう感じの人たちの補助的なもの、今は部分的なアシストスーツも出ていますので、肘だけとか、腰だけとか、膝だけとかという、そういうのもどうかと思ったところであります。

あと、町の3か所の道の駅について再質問、最後に町長お願いします。

町長、最近の答弁の中で人の流れを作っていきたいという話をよくされます。僕もそう思います。その、流れを作るといふなかに、ぜひ、つなぐということも入れていっていただきたいと思うのですが、その辺はどうかでしょうか。

町長 議員御指摘のとおり、町内に流れを作りたいと思って今事業を進めているところであります。道の駅3か所をつないでいきたいという思いも持っておりますし、やっていこうと思っているわけでありますけれども、運営母体がそれぞれ違うということで、なかなか素直にすんなりというわけにはまいりませんけれども、そういう意味で、将来観光協会も独立をさせて、町内の観光を一手に担っていただけるような体制を整備したいという思いを持っておりますので、そのなかで道の駅についても何とかしていきたいなと思っております。

今日の行政報告の中でも報告させていただきましたけれども、豊鉄バスの田口線の有効活用というなかで、私どものまちで観光客の方に使っていただきましょうということで、今いろんな企画をしているところであります。それをしないと人数の確保が難しいということでありますので、そういったことを目指しているわけでありますけれども。

このあいだ、新城で意見の発表みたいなのをしたわけでありますけれども、そのなかで、例えば豊鉄バスに乗って道の駅したらへ仮に来ていただくとして、じゃあここから先町内のいろいろなところへ行っていただくのにどうするのだということが課題として挙げられます。でありますので、すぐということではありませんけれども、ダムが出来上がったときに道の駅したらを拠点にサイクリングのコース設定ということも挙がっておりますので、前倒しをして、電動アシストの付いた自転車を3つの道の駅に設置をして観光をしていただけるようなことも少し考えて指示をしたところであります。

それともう1点は、この木曜日に東京に陳情に行っていたわけでありますけれども、そのときに今枝代議士のほうからそんなお話があつて、私乗ったことがないので知りませんが、電動キックボードの話をしていただきました。私も知識がなかったのですが、免許が要らないということらしいので、先生が言うには、アシスト付の自転車よりは楽にいけるのではないかとということでありましたので、その話も担当課のほうには今枝先生のところから御紹介いただけるということでありますので、導入するかどうかは、まだこれからの話でありますけれども、検討はしていきたいなと思っております。

あと、高効率機器であつたり、アシストスーツであつたりということで、町の単独補助ということでありますけれども、時代の流れと共に、やはりこういうことの補助の制度を作っていくことは必ず必要になるのだと思います。ほかの分野でも、新たに時代の流れと共に補助をしていかなければならない分野って必ず出てくると思います。出てくると思ってやらなきゃ

いけないのですが、今の時点で補助制度を作ること自体は、今の町の財政力であれば、そんなに大きな問題ではないと考えますが、将来をみたときにはそれではだめだと思っています。補助制度も考えますけれども、あくまでも作るものがあれば、やめるものがあるというのを前提に考えておりますので、そういった意味でこの辺もこれから先考えさせていただきたいと思えます。

そして、光熱費急騰ということでもあります。リフォームのお金がそちらに回らないという部分もありますので、今年8月にプレミアム付商品券を発売をさせていただきます。今回はプレミアム率を30%に設定して、3万冊発行をしますのです、1人10万円ということですので、かなりの額になると思えます。ですので、ぜひこの機会にそういったことにお役立ていただければ幸いに思っておりますので、私どももPRしてまいりますので、そういったことでお使いいただければと思っております。

2 村松(純) ありがとうございます。

以上で、質問を終わりたいと思えます。

議長 これで、村松純次君の質問を終わります。

以上で、日程第5、一般質問を終わります。

議長 日程第6、報告第4号「令和4年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から、日程第8、報告第6号「令和4年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」までを一括して議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

副町長 それでは、報告第4号「設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書」から、報告第6号「設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書」まで、一括で説明させていただきます。

令和4年度一般会計補正予算及び簡易水道と公共下水道の2つの特別会計補正予算に計上した繰越明許費につきましては、報告第4号から第6号までの別紙「繰越明許費繰越計算書」のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

最初に、報告第4号「令和4年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を説明しますので、28ページを御覧ください。

この計算書最上段の「愛知県議会議員一般選挙事業」以下の12事業につきましては、数度の補正予算に計上した繰越明許費上限額、1億3,942万

2,000円に対し、総額1億3,570万4,000円、97.3%ですが、令和5年度に繰り越して執行するものであります。ちなみに、対前年度比は、3億489万2,000円の減額であります。

内訳といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策事業が昨年度より減少し、プレミアム付き商品券事業が、3,612万4,000円の1事業のみとなりましたが、全体の約27%を占めております。道路改良事業は、町道田口神田線の改良事業ですが1,300万円、西納庫地区の下山橋の橋りょう修繕事業は1,181万円、簡易水道特別会計と公共下水道特別会計は、企業会計となりましたが繰出金が、簡易水道特別会計が490万4,000円、公共下水道特別会計が2,174万1,000円、消防ポンプ自動車更新事業が2,090万円、そのほかの6事業の合計が2,722万5,000円でありまして、事業ごとの翌年度繰越額及び当該財源内訳につきましては、別表に記載のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

続いて、報告第5号「令和4年度設楽町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」を説明しますので、30ページを御覧ください。

別紙計算書の配水管布設替等工事は、同一箇所での上下水道の管渠布設工事完了後の舗装復旧工事について、下水道分と簡易水道分をアロケーション——事業ごとに割り当てをして行うことですが、1本で発注していますので、簡易水道分を特別会計で繰越明許したものであります。なお、繰越明許費上限額につきましては、全額を令和5年度に繰り越して執行するものであります。

その財源内訳については、一般会計繰入金であります。

最後に、報告第6号「令和4年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」を説明しますので、32ページを御覧ください。

簡易水道同様ですが、管渠布設工事は簡易水道特別会計で説明したとおり、舗装復旧工事について、下水道分と簡易水道分をアロケーション工事として、1本で発注しておりますので、公共下水道分を特別会計で繰越明許するものであります。簡易水道同様に、繰越明許費上限額に対し、全額を令和5年度に繰り越して執行するものであります。

説明は以上です。

議長 趣旨説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

報告第4号「令和4年度設楽町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の質疑を行います。質疑はありますか。

8 田中 28ページの、上から3段目の民生費、児童福祉費、出産・子育て応援交付金事業ですけど、一部執行してほとんどを翌年に繰り越すということですが、どういう部分を執行して、どういう部分が繰り越されるのかお尋

ねをします。

町民課長 まず、この部分ですけれども、昨年度中に支払いをした部分もありますが、大きなところはシステムの改修費用です。そのところが事業自体が始まりが遅かったものですから今年度に繰越しをするというかたちで、ほとんどがシステムの改修費用になります。若干、ぎりぎりになって申請という方もいましたが、ほとんどシステムの改修費用ということになっております。

議員 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第4号は終わりました。

議長 報告第5号「令和4年度設楽町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第5号は終わりました。

議長 報告第6号「令和4年度設楽町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第6号は終わりました。

議長 次に、日程第9、承認第3号「専決処分の承認について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、承認第3号「専決処分の承認について」。そして「設楽町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を説明しますので、33ページから36ページを御覧ください。

承認第3号の「専決処分の承認について」は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙「専決処分書」のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものであり

ます。

本件につきましては、これまで、コロナウイルス感染症患者、若しくは、その疑いのある患者に接触、または長時間に渡り接触して行う作業に従事した職員には、特殊勤務手当の特例としまして、防疫作業手当を支給していましたが、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から、5類感染症に変更されることに伴い、国の人事院規則の改正に準じて、設楽町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正し、手当の支給を廃止するなど、町の関係条例においても必要な改正が必要となったため、本年5月8日に専決処分したものであります。

なお、改正についての概要、詳細な内容につきましては、総務課長から説明させていただきます。

総務課長 それでは、資料の35ページ、まずこれは、「附則中第3項の見出し及び同項並びに第4項を削る」ということであります。

詳しくは、次のページ新旧対照表を見ていただきますと、今言った第3項の見出しと第3項及び第4項を削るというものであります。

ちなみに、この条分については、令和3年の1月に同じく人事院規則のほうで制定されましたので、この時点のときにも専決処分をさせていただいて、議会のほうに承認を得たうえで執行をしております。

ちなみに、実績なのですけれども、基本的には診療所の職員が該当しております。令和4年度分につきましては、総額で、3,000円の部分が76万8,000円、一人当たりひと月7人くらいの患者さん、及び疑われる患者さんの対応をしたということになります。それから、それから4,000円ですね、一時介助であったり、危険を伴うようなものについては、総額で4万8,000円。一人当たりひと月1人くらいだったと思います。ちなみに令和5年については、4月分として総額で3万9,000円を支給しております。

以上です。

議長 提案理由の説明は終わりました。

承認第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第3号の採決をします。採決は起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

承認第3号は、承認することに決定しました。

議長 日程第10、議案第31号「財産取得契約の締結について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第31号「財産取得契約の締結について(スクールバス購入)」を説明しますので、資料37ページと39ページを御覧ください。

スクールバス購入について、車両の購入に係る契約の締結につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第3条に規定する予定価格700万円以上の財産の取得に該当し、随意契約により財産の取得金額を995万5,000円として、落札者の豊橋三菱ふそう自動車販売株式会社と仮契約を締結しましたので、本契約の締結に当り議会の議決を求めるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、5月22日に随意契約の結果、税抜905万円の予定価格に対し、落札価格は税抜、905万円で、その落札率は100%であります。

具体的な備品の内容は、資料39ページに記載しますように、車両、排気量2,999cc、4輪駆動、25人乗り、6速自動マニュアルトランスミッション等の内容で発注したものであります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第31号の質疑を行います。質疑はありますか。

6 金田(敏) 2点お聞きします。最初に入札の執行状況のところ、これは1社だけなのか、これを見ればそうなるのですが、もう一度確認します。

もう1点、39ページ別紙のところ、購入物品の特別仕様のところで、メーカーオプションのところに、定員変更29から25、シートピッチ拡大とありますが、その詳細を教えてください。

教育課長 説明いたします。1社のみでございます。

現在国内で定員29人規模で4WDのマイクロバスを製造しているのは、三菱ふそうトラック・バス株式会社、この会社のみとなっているというところであります。日野自動車のほうも最初頭の中にもありましたが、不正発覚で製造停止となっているということで、こういう状況であります。

東三河の地域においては、この豊橋三菱ふそう自動車販売株式会社が特

約店となっているということ、地域内の販売店に卸しを行っているということでもあります。

地元を活用しなければという趣旨は持っているのは重々承知の上ですが、中でも、中間マージン等の経費を抑えるということ、それから今説明をしたような理由で同社との随契を行ったということでございます。

それからもう1件、シートピッチ拡大であります。これ29人乗りのバスとその設定のマイクロバスでありますけれども、25人分、1列減らすと御理解いただければと思います。1列減らして、その分だけ前の背もたれとの間隔を空けるという趣旨であります。によって、シートピッチ、座るときの膝の前にこぶしがどれくらい入るみたいなことを言いますけど、その間隔を拡大するということでもあります。実際15センチほど広がるということで、これは、たかが15センチですが、実際座った場合に15センチは大きな効果があるかなということなんです。なぜかと言いますと、中学生は部活動等を一生懸命やられるということで、荷物がそれなりにあるだろうということの想定が一つ。それから、津具と田口を結ぶということで、不慣れなバス通学がスタートするというので、少しでも快適に過ごせるようにということでありまして、こういう対応をしたということでございます。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

2 村松(純) 1点だけすみません。付属品のドライブレコーダーなのですが、どの辺りまで映すものが付けられているのか、分かればお願いします。

教育課長 ここには書いておりませんが、通常の運行で必要な、前及び後ろを確認できるものにさせていただくという前提で考えております。

2 村松(純) ぜひまた確認しておいてもらいたいと思いますけれども、前後、あとは車内が映っているほうが望ましいような気がいたします。

議長 ほかにありませんか。

5 七原 先ほどの説明で、この三菱ふそうさんにした理由で、中間マージン等が発生しちゃうからほかの業者をとということだったのですけれども、自分の経験からいくと、自動車ってディーラーから買って町のもターズと言われるところから買って値段って変わらないのですよね。メーカーさんのほうからそういう指示があるのか分からないのですけれども。そういうところを考えてみて、地元の業者からも下見積りをとって見たけれども、その分高くなるからディーラーに直接発注しようとか、そういうことになったわけですか。

教育課長 担当がこの辺りの業務を進めておりましたが、正式な見積り書というかたちでは、申し訳ありません、私は目にしておりませんが、やりとりを進める中でそういう判断に至ったということで聞いています。あいまいな答えで申し訳ありませんが、そういう確認をさせていただきました。

5 七原 過去に、車両じゃないですけども、愛知県の機械の入札でしたけれども、この機械がほしいということになると、その機械が欲しいです、というもろのものが付いて何社か集めて入札するというのが常だったと思うのですね。ですので、その辺がいまいち不透明かなと思って聞いてみたのですけれども。そういうふう担当の方がいろいろ精査をしたうえで、これが一番コストを安く購入できるのだというふうになったという理解でよろしいですか。

教育課長 はい、そう御理解いただければありがたいと思います。先ほども申し上げましたが、地元からということ、積極的に対応するということを改めてこういう場合に関してもししっかり対応するように今後させていただきます。よろしくお願いします。

町長 私も細かいことまでは聞いていませんですけども、高いか安いかわなくて、地元の業者を使っていこうというのは当然だと思っていますので、当然そのようにしてまいります。お聞きをしたところ、取扱いがないということだと報告を受けておりますので、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

8 田中 特別仕様のなかの付属品で、最後のほうの、三角停止表示板、それから床マット、これはそれぞれいくらくらいの見積りだったのでしょうか。

教育課長 税別であります。三角停止表示板は1,316円、床マットは8,000円というかたちでございます。

8 田中 995万5,000円と、1,000万円近いお金なのですが、私たち普通乗用車を買いますと、マットだとかジャッキだとか、そんなものはサービスで付けてくれるのですが、これはサービスで付けてくれないのですか。

教育課長 私も個人的には昔そういうことをよくやりました記憶はありますがけれども、最近はこの言い方は変なのですが、最近そういうかたちをやらないうようにシビアになってきた、洗車だけでも有料になったりだとか、これも個人的な状況ですけども。そういうことで、かなり車を売る側も利益になっているということもありまして、今回も有料でやらせていただいたということで御理解をいただければと思います。

1 村松(一) 一つ、仕様ではないのですけれども、バスに乗っていて気になるのは、新車ですと匂い。前回私たちの中学校で新しい車両を入れたときに、その匂いに敏感な子もいるし、ましてや津具・田口間で新しい道路を通っ

ていく中学生にとってそのところまでもなんとかしてくださいという要望をしたこともあったのですけれども、まあ、慣れてくださいと、当時はそういうことでした。何か対処法はあるのでしょうかね。

以上です。

教育課長 自分が買ったときにはあの匂いが幸せなのですからけれども、たしかに、あれが辛いということがあり得ると思います。ましてや、ぐねぐねと行きますので。あれは素材本体から出てしまうものなので、消すことはできない。ただ、芳香剂的な物を使ってかえって匂いが混ざってマイナスになることもありますので、やみくもにそういうわけにもいかないのですが。はっきり言って慣れてもらうしかないですが、少しでも穏やかな運転をするように改めて運転手さんをお願いをするだとか、そういう対応で少しずつということでも御理解いただくしかないかなと。とりあえずは新車の喜びでいってもらえないかと思いますが、よろしく願いいたします。

議長 ほかにありませんか。

9 今泉 特別仕様のなかで聞きたいのですけれども、この中に子どもたちの命を守るための追突等を防止する安全装置の仕様がないのですが、どうしても安全仕様がいないのですか。ドライブレコーダーはあるのですか。今当たり屋がいると、サイドブレーキを引くとバックランプがつかないのです。そうすると、そのままぶつかっちゃう可能性があるのです。ですので、安全装置をどうして付ないかなと思うのですが、どうですか。

教育課長 一般的な最近の車に付いております、先進的な安全機能というのがあります。カタログのままですが、これにも、ぶつかる直前でブレーキをかける装置だとか、後ろにソナーが付いていて何か人とかに当たるのを防ぐとか、ハイビームを自動的に切り替えるだとか、線を越えそうになるとブザーがなるとか、基本的な部分は、今どの車でもそうですが標準装備となっておりますので。もちろんこれを扱う運転手が適性な運転をすることが大前提ですが、車の設定としてはそういうものが付いておりますので、そういう中で安全運転に心がけたいと思います。

9 今泉 今伺ったのですが、運転手というのはどのような選定をして運転しているのですか。選定基準を教えてくださいなのですが。

教育課長 町の職員ではなく、日本総合サービスのほうで雇用をされている方々に業務委託をしておりますので。もちろん、スクールバスに限らず路線バス、それまでの経験も踏まえて対応をされている方ということで、当然、あちらの会社のほうでも適正な審査、チェックをしたうえで雇用をされている、私どもはそれを前提として業務提携を行っております。そういう中で安全な運転をしていただくのは当然という認識はありますけれども、

そういうことを改めて心がけてやっていただくよう、先ほどもありましたけれども、不慣れな生徒さんたちがぐねぐねした道を走らなければいけないという配慮、対応も含めてということで、改めてそういうお話をしていければと思います。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 31 号の採決をします。採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。それでは、2 時 30 分まで休憩をとりたいと思います。

休憩 午後 2 時 20 分

再開 午後 2 時 30 分

議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 11、議案第 32 号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 説明の前に資料の訂正をお願いいたします。42 ページの下から 2 番目の第二回入札のところの摘要欄のところに、下 3 社が辞退と書いておりますが、入札金額が入っていますので、辞退ではなくて、上と同じ予定価格超過ということで訂正をお願いしたいと思います。すみません。

それでは、改めまして、議案第 32 号「工事請負契約の締結について」を説明しますので 40 ページを御覧ください。

議案第 32 号の工事請負契約の締結に係る議案につきましては、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の 5,000 万円以上の工事契約に該当し、随意契約により、5 月 26 日に落札者と仮契約を締結しましたので、本契約の締結に当り議会の議決に付するものであります。入札に係る参考資料を 42 ページに添付してありますので、そちらも御覧ください。

本議案の田口小学校給排水管更新工事につきましては、5月22日、事後審査型一般競争入札で、入札を3回執行しましたが、落札者が決まらなかったため、設楽町事後審査型一般競争入札試行要領及び設楽町請負工事入札事務取扱要領に基づき、最低入札者を随意契約に移行し、見積入札を行った結果、工事請負金額を5,555万円として、落札者の株式会社太平建設と5月26日に仮契約を締結したものであります。なお、入札の執行状況につきましては、税抜5,060万円の予定価格に対し、落札価格は税抜5,050万円で、その落札率は99.8%であります。

本工事の改修概要につきましては、田口小学校建設後30年が経過し、老朽化による漏水が発生しているための、屋外給水管の更新工事、また、公共下水道施設への接続に伴う、管渠、排水ポンプ槽等の布設、そして既設合併浄化槽の撤去工事等を、極力、夏休み中に学校運営に支障とならないよう、工事は集中して施工するように努めて行うものであります。

なお、詳しい工事内容につきましては、教育課長より説明させていただきます。

教育課長 では、教育委員会より説明をさせていただきます。基本的には今説明をいただいておりますとおりであります。この老朽配管の更新につきまして、ここ数年来漏水がずっと続いていることは確認しております。担当部署として幾度も現地に足を運んで現状確認を行ってはおります。私も担当も水道設備に関しても、工事施工に関しても経験が浅いというところもありますので、上下水担当部署の職員に幾度も相談をしたり、地元の専門の業者さんに見ていただいたり、専門の漏水調査事業者に対応してもらったりというようなことは、ここ数年やっているところであります。

その結果としまして、漏水箇所を1か所確認しまして修繕工事も行っております。その中で一定の効果はあったという認識でありますけれども、それでも漏水自体は完全に止まらず、築30年を経過し、老朽化しているということもありまして、公共下水への接続のタイミングも合致しましたので、一式を更新する工事に踏み切ったというところであります。

なお、田口小学校については、今後学校統合の新たな動きがあったとしても、引き続き機能していく可能性が高いという認識がありまして、それも施工に踏み切った理由の1つではあります。

御覧になられておりますように、入札が続いたわけなのですけれども、この状況については、設計委託を4年度に行った際に、これは夏期休暇中の配管工事を行うことになるのですけれども、夏期休暇中の交換であって、子どもさんたちがいない、先生方は折を見て来られるということもあって、使用は限られるという判断から、工事箇所ごとに場所を区切ってこまめに

断水を行うという前提で当初は設計はさせていただきました。しかし、業者さんのほうは、夏期休暇中であっても教員の出校や行事の開催等で水道水を使用する可能性があるということ、場所を区切ることによる調整とか、そういったことへの不利益を重視されて、仮設配管を設置すべきというかたちで見積り書を設計されたらと、その視点が私どもと異なっていたというところありまして、ほかの業者さんも含めて同様の数字を示されているということで、同様の設計を行われたのかなと考えておりますけど、その結果として入札全体で乖離が生じてしまったという認識でございます。

工事の内容です。1枚めくっていただきますと、横長、A4の図面を用意させていただきました。細かくて見にくくて恐縮なのですが、御理解ください。

工事概要としましては、新規ではなく、説明がありましたように、従来の配管の更新ということで、基本的な配管のルートには大きな変更はありません。

41ページの11番に工事概要を示しておりますけれども、屋外給水管更新、下水道設備に伴う布設、合併浄化槽の撤去というような基本的な部分を行うということでもあります。

この図面は1階の屋内外の平面図というかたちで付けましたけれども、詳細な配管ルート等については、概要説明資料としてはかなり細かく、多くの枚数がありすぎて分かりにくいというえ、枚数がかさむということ、それから既設ルートの更新であるということで、配管が行われる各施設、部屋の位置など全体像がわかる資料にとどめましたということで御理解いただければと思います。そうした図面の中に工事概要ということで簡潔に、1、2、A、B、C、Dというようなかたちで、先ほど申し上げたようなものを入れさせていただいたということでございます。現行の給排水を機能維持するというかたちでは大きな変更はないということでもあります。

工期は、学校施設ですので夏休み期間中の施工とさせていただくということです。出校日の子どもさんたちの登校、先生方の勤務など支障のないよう、タイミングを見ながら、また、安全面や騒音等にも注意をして行うことを心がけたいと思います。

簡単ですが、説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第32号の質疑を行います。質疑はありませんか。

4 原田(直) 今の説明ですと、仮設をやることになったという説明を受けました。落札金額では落ちなかったということだと説明を受けたと理解をしています。普通、そういう設計の内容が違って、落札率がこれだけ違うとい

うことになる、設計の見直しをするべきだと思うのですけれども、どういふことで業者と話ができたのか、もう一度詳しく説明をいただきたいと思ひます。

教育課長 理由はそのとおりなのではすけれども、それで、お話をさせていたでく中で、そういう、状況、考え方の相違であるといふことが確認できたといふことです。本来行ふべき流れは、議員の言われたとおりだと重々承知をしておりますけれども、夏休み期間中にどうしても行わなければいけなといふ日数的なことがありまして、途中で随時進めながら、必要に応じて変更等の状況を見させていたでくとといふことで御理解をいただいでいるところであります。

以上です。

4 原田(直) 500万円もいっぺんに落ちているわけです。仮排水といふと業者さんがその分泣いていると理解をするのではすけど、業者がそれで受けるからいいよと言ったらそれまでのことだと思ひますけれども、そういう、あまりにも極端な、1割ですよね、業者の設けを下げたといふのは。ちよつと考えづらいのではないかと。もう一度、漏水をしているといふことなら、余分に水道料を払うわけではすけど、設計をもう一度見直して、秋なり、冬なりに、といふのと、仮配管をしていますので、そうすれば、とくに学校の期間中でなくてもできるのではないかなと思ひますのですが、一度、そこらへんのことも検討をするべきだったのではないかなと思ひますけれども。業者はこれでいいよと言っているると理解をすればよろしいのではすかね。

教育課長 先ほどの説明が足りまसेんでしたが、その額を見直すことも含めて継続して進めていくといふところであります。予算につきましては、猶予がないわけではありまसेんで、そういう中で調整をしていければと。夏休み期間中といふところについても、今議員が言われましたように、できるだけ、やれることと、見送れることも含めて調整をさせていただければと思ひます。

議長 ほかにありまसेんか。

5 七原 今の、原田議員の関連ではすけれども、入札が成立してこれで契約といふことになるのではすけど、素人なのでよく分らないではすけど、素人並みに考えれば、仮設配管を見込んでいましたから金額が違いましたよといふことなら、この状態で仮設はなしとして、これでやってほしいと。で、仮設も含めてほかのことはその都度見直していくからといふことならば、真つ当な契約だと思ひますけれども、そういう意味ではないのではすか。仮設も込みでこれにしろと言ったわけではなくて、仮設は抜きにして、とりあえずこれだけにしてください、仮設も含めてほかのほうで出たところは後か

から見積もってお金を付けますので、とそういうふうな意味に捉えたのですが、違うのですかね。

教育課長 話合いの中で、仮設を付けるほうが良いのではないかとというところで意見はまとまりました。それで、そちらの方向にやらせていただく。で、当然その分だけコストも見直しの必要が生じますので、そういうところも含めて、あとは一切変えないよということは、こちらは言い切っておりませんので、そこも含めてのお話し合いをしたところであります。

6 金田(敏) 意味が分からないのですけれども、当初の予定価格 5,566 万円というのは、この中には仮設は入っていないのでしょうか。

教育課長 当初の、私どもの設計の中には入っておりません。

6 金田(敏) ならば、その仮設は当たり前だけの設計変更で見ると、そういうことですね。

教育課長 そういうことでございます。

6 金田(敏) それならば、まだ分かります。それで、一番最後の 41 ページの 11 番、工事概要のところ、「現地施工は主に夏期休暇中に実施」とあります。我々の業界で 5,000 万超えているような工事を 1 か月でやっちゃうというのは、よほどの突貫工事でなきゃできないと思うのだが、今働き方改革をやっている中で、本当にこれでできるのですか、もしもできなかったときにはどうなるのですか。

教育課長 「主に」という書き方は、どうしてもやらなければいけない部分、水を止めて子どもさんたちが学習活動をするのに影響する部分については夏休みにやらなければいけない。ただ、議員のほうがお詳しいと思いますが、それに係る周辺の作業手続等があると思いますが、工期を 10 月 20 日までと設定させていただいたのは、そういう部分も含めて、どうしても子どもさんたちがいないときにやらなければいけない部分、来てからでも対応できる部分というようなところも踏まえての設定をさせていただいたということで、たしかに日程としては厳しいかと思いますが、これで進めさせていただけたらと思います。

6 金田(敏) 「主に」というのは、水を止めなければいけないところが「主」だと言われましたが、水を止めなくてもいいように仮設配管をするのでしょうか、だった「主」ではないじゃないですか。

教育課長 おっしゃるとおりですね。水はそういうかたちで、流しながらもできますけれども、あとは子どもたちの出入りに関する安全面ですとか、騒音面だとか、そういう部分も含めて御理解いただければと思います。

議長 本会議の発言は限られていますので、まとめてお願いします。

6 金田(敏) いいですか、だから、1 か月ではできないから、騒音等が出るか

ら。これができなかった場合はそのあとの土日、土日にやっていくのか、冬休みまで待ってもらえるのか、春休みまで待ってもらえるのか。その辺の町のお考えはどのようなのですか。工期的には冬休みまでではないですよ。だから、その辺の町の考え方はどうですかということを知っているのですよ。

副町長 話が複雑になっていますので、整理をさせていただきますけれども、工期は10月20日ということです。資料にも書いてありますけれども、先ほど説明もさせていただいたように、夏休み期間中に学校運営に支障のある工種については、そこに集中をして話合いのうえ、業者とさせていただくと。で、学校をやりながらもまだ工事ができるものについては、9月に入っても、少しは作業をさせてもらうことはありますけれども、いちおう、工期は10月20日ということで今設定をさせていただいておりますけれども、それが何らかの事情で、当然工事ですので、正当な理由があれば工期が延びることはあると思いますけれども、あくまでも学校の生徒さんたちの授業に支障のないように、なるべく支障になるようなものは、夏休み期間中に集中をして工事をさせてもらうと理解をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかに。

4 原田(直) 3回目です。普通、工事請負契約というのは、変更ありで契約をするというのはおかしい話ですよ。何か不自然なことがあって変更するのはしょうがないとして、変更契約ありきでこの締結を出すということ自体がおかしい話だと思います。学校のことで夏休み中にやらなければいけないということですので、私は承認はしますけど、そんなことはこれからはないように十分注意をしていただきたいと思います。副町長どうですか。

副町長 議員のおっしゃるとおりであります。今回の執行に当たっては、いろいろ調整不足がありましたので、今後、このようなことがないように、しっかりと執行してまいりますのでよろしくお願いします。

8 田中 そうすると、契約変更はあり得るという理解でよろしいのですか。

教育課長 今のお話じゃないですが、ないように心がけたいのですが、万が一のときには、そのかたちも含めての進め方とさせていただければと思います。

副町長 先ほど、謝罪をさせてもらったように、当初から本当は3回たたずに、設計書を見直してもう一回再入札をするのが本来のスタイルだと思いますが、現場のこともありましたので、なるべく夏休み中、今年度施工をしたいという事情もありまして、何とか進めたいところが強かったところはあったと思います。ですので、そういったことで本来のやり方ですと、

設計書をもう一回作り直して再入札をするというのが本来の姿だと思います。今後はこういうかたちで、こんなことがないように注意しますので、今回はこのまま進めていきますと、どこの時点か分かりませんが、工事終結までには変更が生じる可能性があるということはお認めいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 それでは、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 32 号の採決をします。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立多数です。

議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 12、議案第 33 号「令和 5 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 33 号「令和 5 年度設楽町一般会計補正予算（第 1 号）」について説明します。44 ページを御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1 億 629 万 4,000 円を追加し、予算総額を 61 億 6,107 万円とするものであります。

第 2 条「地方債の補正」につきましては、47 ページを御覧ください。第 2 表「地方債補正」を御覧ください。この表に記載する緊急防災・減災事業債については、消防ポンプ自動車購入事業の財源として追加するものです。詳しくは予算要求説明の中で説明しますが、先月、清嶺分団の消防ポンプ自動車の故障が発生しました。この車両につきましては、修繕をしたくても 28 年が経過しており、修繕部品がないため、新たに消防ポンプ自動車を更新するものであります。

歳出から説明しますので、57、58 ページをお開きください。

1 款議会費、1 項 1 目「議会費」8 節旅費 13 万 2,000 円は、宿泊を伴う議員行政視察研修を行うため補正するものです。

2 款総務費、1 項 3 目「電子計算費」13 節使用料及び賃借料 157 万 1,000

円は、行政手続オンライン年間手数料の追加補正をするものです。これは、ぴったりサービスと言って、マイナンバーカードを利用して特定の申請を行えるよう、令和4年度にシステムの導入は行いましたが、このシステム及びサーバーの年間利用料の計上漏れのため補正するものです。申し訳ありません。

5目「企画費」ですが、WRC世界ラリー選手権関連の当初予算で、具体的な内容が定まっていなかったのですが、具体的な進め方が決まってきたので、補正するものであります。

7節報償費は、今年度も沖駒観戦場所として会場整備謝礼を行うものです。

10節需用費は、町外宿泊付き観戦チケットの購入を消耗品費として計上し、ラリージャパン事務局よりチケットを購入し、旅行会社で販売していただき、15%の手数料を差し引いた、85%をチケット代金として、設楽町収入とするものであります。

一般修繕費は、WRC世界ラリー選手権ではありませんが、コミュニティープラザの換気扇の修繕費です。

11節役務費は、町内宿泊付き観戦チケット分の販売手数料として、ラリージャパン事務局に15%を支払うものであります。

12節委託料は、WRC観戦会場設営等委託費を携帯電話通話圏外である面の木エリアの電波対応も含め追加補正するものであります。

13節使用料及び賃借料は、夏休み中に小中学生向けに奥三河総合センターグラウンドでのラリー教室やセンターホールでのパブリックビューイング実施に伴う、使用料と重機借上料であります。

59、60ページをお開きください。

6目「移住定住推進費」は、特定地域づくり協同組合、したらワークスの事務局スタッフとして、地域おこし協力隊を9月より採用するための関係予算です。

10目「情報通信基盤整備費」18節負担金補助及び交付金776万5,000円は、北設広域事務組合負担金のうち、情報ネットワーク設備について、主に通信混雑解消に向け、ブロードバンドルーターを増設することに伴う補正であります。

3款民生費、1項2目「障害者福祉費」9節扶助費99万9,000円は、障害者自立訓練サービス費として、知的または精神の障害がある方に、地域生活を営むうえでの訓練や支援を行う費用です。今年度に入り新規でのサービス利用者が開始したため、補正計上するものであります。

61、62ページをお開きください。9目「新型コロナウイルス感染症対策

費」の10節需用費300万円は、町立保育園3園の光熱水費の高騰分としてコロナ臨時交付金で補正するものであります。

11節役務費14万3,000円は、今回の交付金は、エネルギー、食料品等の物価高騰を受けて臨時交付金、重点支援地方交付金が交付されます。その中で低所得世帯支援分として、令和5年の住民税が非課税の世帯に住民税非課税世帯等臨時特別給付金を交付します。この給付金を交付するための、通知等の郵送料と給付金の振込手数料であります。

12節委託料209万8,000円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金を交付するため、システム改修等にかかる補正です。

18節負担金補助及び交付金2,037万円は、住民税が非課税の世帯に3万円を交付するものです。対象は679世帯を想定しております。

2項1目「児童福祉総務費」の11節役務費6,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金を交付するための、通知等の郵送料と給付金の振込手数料です。

12節委託料81万4,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金を交付するための、システム改修等にかかる補正であります。

19節扶助費125万円は、子育て世帯生活支援特別給付金です。今回の対象者は、令和4年度の給付金支給対象者及び令和5年3月31日時点で18歳未満の子、障害児については20歳未満の養育者で、令和5年1月以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方が対象です。対象は15世帯の25人を想定しております。

2目「保育園費」の18節負担金補助及び交付金118万5,000円は、民間保育所運営費補助金として、田口宝保育園への光熱水費の高騰分として補正するものです。また、保育所給食費補助金として、田口宝保育園保護者の支払っている給食費を補填するものであります。

63、64ページをお開きください。

4款衛生費、2項1目「清掃総務費」の17節備品購入費金193万6,000円は、可燃ごみ資源回収ボックスとして、資源回収用の倉庫を清水区、東部区に設置するものです。これは、名倉地区で小学校やPTAが行っていた資源回収事業が中止となったため、区で対応する資源回収用の倉庫を清水区、東部区より申請があり、2台分の補正を行うものであります。

6款商工費、1項1目「商工総務費」10節需用費44万9,000円は、プレミアム付商品券の印刷などを行うものです。

12節委託料1,714万5,000円は、プレミアム付商品券関連事務委託を行うものです。1冊は500円の商品券13枚綴りで、5,000円で販売するものです。1万冊の印刷を予定しています。事務委託費内容は、換金手数料及

び事務手数料とプレミアム 1,500 円分の補填です。関連経費は国費と県補助金で考えております。

5 目「道の駅管理費」、12 節委託料の、267 万 1,000 円の減額は、支援業務として、道の駅したら駅長業務、賑わい創出支援、管理運営の支援を予定していましたが、道の駅したら駅長である、支援業務先のテナント会社が駅長を辞退したことにより、減額補正するものであります。

8 款消防費、1 項 2 目「非常備消防費」は、補正予算の冒頭で地方債の補正で説明した、消防ポンプ自動車購入事業に係る補正であります。

11 節役務費 3 万円は、車両登録の手数料です。

17 節備品購入費 2,610 万 2,000 円は、車両の購入費であります。

65 ページ、66 ページをお開きください。

26 節公課費 4 万 1,000 円は、消防ポンプ自動車購入時の自動車重量税であります。

4 目「災害対策費」10 節需要費 3 万 4,000 円は、災害時関係機関直通電話設置修繕として、災害時 4 台の電話機の回線を確保する修繕費用です。

4 目「災害対策費」11 節役務費 7 万 8,000 円は、災害時関係機関直通電話設置、災害時 4 台の電話機のレンタル料及び通話料であります。

9 款教育費、1 項 3 目「新型コロナウイルス感染症対策費」10 節需用費 1,015 万円は、消耗品費については、コロナ対策として学校保健特別対策事業補助金が今年度に入り県教育委員会より通知があり、7 校に 45 万円を上限に交付し、各学校の判断で消耗品を執行する補正と、物価高騰の影響を受ける町内小中学校の維持経費のうち、コロナ臨時交付金を財源として光熱水費の高騰分として補正するものであります。

17 節備品購入費、315 万円は、消耗品費同様に、学校保健特別対策事業補助金を活用し、7 校に 45 万円を上限に交付し、各学校の判断で備品を執行する補正であります。

2 項 1 目「小学校管理費」1 節報酬と、67、68 ページの 3 項 1 目「中学校管理費」1 節報酬については、今年度の予算委員会で指摘を受けましたが、この必要経費を失念しておりましたので、補正するものであります。申し訳ございません。

67、68 ページを御覧ください。

4 項 4 目「奥三河郷土館費」12 節委託料 123 万円の減額は、3 つの委託について、道の駅したら管理費予算と精査、修正し、減額するものであります。

5 目「町民図書館費」、17 節備品購入費 36 万円は、町総合教育会議にて、教育委員からの提案で、移動図書館用児童図書として児童にお勧めの本を

購入し、各校を巡回するものです。

69、70 ページを御覧ください。

5 項 3 目「学校給食調理場費」は、財源を学校給食費から、コロナ交付金へ財源更正するものであります。

歳出補正額は、1 億 629 万 4,000 円であります。

続きまして、歳入について説明しますので、説明書 51、52 ページを御覧ください。

15 款国庫支出金 1 項 1 目「民生費国庫負担金」1 節障害者福祉費負担金 49 万 9,000 円は、歳出で説明の障害自立訓練サービスに要する費用の財源として、障害者自立支援給付費国庫負担金、2 分の 1 の補助を受けるものであります。

3 節児童福祉総務費負担金 207 万円は、歳出で説明の子育て世帯生活支援特別給付金を給付する関連予算の財源として受けるものであります。

2 項 2 目「民生費国庫補助金」2 節新型コロナウイルス感染症対策費補助金 4,906 万 4,000 円は、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金の名目で交付されたものです。2 つのメニューに分かれておりまして、1 つは、推奨事業メニュー分として、給食費の軽減、高熱水費の支援、プレミアム付商品券に活用するものです。もう一つは、低所得者世帯支援分として、住民税非課税世帯等支援給付金に活用する補助金であります。

6 目「教育費国庫補助金」2 節新型コロナウイルス感染症対策費補助金 315 万円は、学校保健特別対策事業費補助金として、歳出の教育費、新型コロナウイルス感染症対策費で説明したとおり、町内 7 校で消耗品費や備品購入費用として、国庫 2 分の 1 の補助を受けるものであります。

16 款県支出金 1 項 2 目「民生費県補助金」1 節社会福祉総務費負担金 24 万 9,000 円は、歳出で説明の障害自立訓練サービスに要する費用の財源として、国庫負担金 2 分の 1 の上乗せで、県より補助率 4 分の 1 の補助を受けるものであります。

53、54 ページを御覧ください。

2 項 8 目「商工費県補助金」2 節商工総務費負担金 600 万円は、歳出で説明した、プレミアム付商品券関連予算の財源の一部として、県よりげんき商店街推進事業費補助金 2 分の 1 の補助を受けるものであります。

19 款繰入金 2 項 2 目「財政調整基金繰入金」1 節財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正額の調整額で、歳出の増額補正に伴う増額であります。

今回の補正歳出に係る一般財源 2,126 万 9,000 円の詳細は、資料 50 ページに記載してありますので、御参照ください。

21 款諸収入 4 項 3 目「給食事業収入」の、1 節保育園給食費、2 節小学校給食費、3 節中学校給食費は、いずれも、国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金の、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金を受け、推奨事業メニュー分として、給食費を負担するため、給食費を免除するものであります。

55、56 ページを御覧ください。

4 目「雑入」3 節企画費収入 889 万 9,000 円は、歳出で説明した企画費の WRC 世界ラリー選手権関連の観戦チケット販売収入であります。

22 款町債 5 項 1 目「消防債」1 節消防債 2,500 万円は、地方債の補正で説明したとおりの理由で、清嶺分団の消防ポンプ車更新のため、財源に緊急防災、減災事業債を活用し、補正するものであります。

歳入補正額は、総額 1 億 629 万 4,000 円であります。

説明は以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 33 号の質疑を行います。質疑はありますか。

4 原田(直) すみません、委員会付託ということで理解をしているのですが、1 点だけ、大事なことです。本会議で確認をさせていただきたいと思っております。

62 ページ、民間保育所運営費補助金 100 万円と、物価高騰分の給食費 18 万 5,000 円——給食費は別問題で、100 万円補正になっています。先ほどの私の一般質問の中での町民課長の答えが、今年度は措置の単価のなかでやっていけるので追加の支援はしないと説明をされたという理解をするのですが、それはそのとおりなのでしょうか。

町民課長 当初は、その園児さんの人数でいけたのですが、ここ数週間前に園児の方が 2 名引越しをされたという情報が入ってきました。ですので、その辺は措置費の不足分が出る可能性がありますので、そこは今後調整をしながら図っていきたいと思っております。

4 原田(直) ということは、これからもう一度精査をして、もしも足りないようだったら補助をするという理解でよろしいのですか。

町民課長 はい。田口宝保育園と話をしまして、田口宝保育園が今公立化に向けて法人の解散手続だとかを準備をしております。町といたしましては、そういう準備をしていくという前提で足らず米のところについては補助をするという話をしておりますので、そういった方向で進めたいと思っております。

議長 ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

議案第 33 号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議案第 33 号を、所管ごとに分けて、総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 13、発議第 4 号「特別委員会の設置について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

6 金田(敏) 発議第 4 号「特別委員会の設置について」。特別委員会を設置したいので、設楽町委員会条例第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

名称は、設楽ダム対策特別委員会。目的は、設楽ダムについての調査研究。委員の定数は 6 人。期間は目的達成までです。提案者は、設楽町議会議員、金田敏行。賛成者は、設楽町議会議員、山口伸彦。

提案理由の説明をいたします。

昭和 48 年 11 月に愛知県から設楽町及び設楽町議会に対して、設楽ダム建設計画に基づく調査実施の申入れと協力の要請がされて以来 36 年間の永きにおける協議の末、「損失補償基準」及び「建設同意」に関する協定を平成 21 年 2 月に締結した設楽ダム事業は、その後、令和元年度には、本体工事に係る伐採及び基礎掘削に着手するなど、確実に令和 8 年の完成に向け工事が進められてきたが、令和 4 年 5 月に、働き方改革への対応、社会情勢などの要因により、設楽ダムの完成は 8 年間延期され令和 16 年となりました。このような状況の中、設楽町議会として、設楽ダム建設事業及び設楽ダム関連工事に関する専門的な調査研究を続け、町の重要課題の一つである設楽ダム建設同意に係る 37 項目の確約事項が平成 21 年 2 月の「建設同意」に基づき着実に進められていくことを確認し、町民の生活基盤整備の推進を図るため、設楽ダム対策特別委員会の設置が必要と考えております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

議長 発議第 4 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

発議第 4 号の討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

発議第4号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

発議第4号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。設楽ダム対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、委員について、指名をただいまからいたします。

2番、村松純次君。3番、原田純子君。4番原田直幸君。5番、七原剛君。6番、金田敏行君。7番、山口伸彦君。

以上の6名を指名したいと思えます。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

設楽ダム対策特別委員会の委員の方には、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、休憩としたいと思えますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時36分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

設楽ダム対策特別委員会における正副委員長の選任の報告がありましたので、報告いたします。

委員長に7番、山口伸彦君。副委員長に4番、原田直幸君が選任されました。

議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。お疲れ様でした。

散会 午後3時37分